

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和3年 9月24日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時22分
場 所	第1委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、高橋（龍）副委員長、丸山・高橋（克幸）・松岩・山田各委員		
説 明 員	生活環境・福祉保険・こども未来各部長、保健所長 ほか関係理事者 (病院局小樽市立病院事務部長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、丸山委員、松岩委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「第11次小樽市交通安全計画」の策定について」

○（生活環境）生活安全課長

第11次小樽市交通安全計画の策定について報告いたします。

小樽市交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき策定する本市の交通安全施策に関する大綱であり、昭和46年から5か年ごとに策定し、これに基づき、市はもとより、関係機関、関係団体が各般にわたる交通安全の推進に努めてきたところであります。

今回策定する計画は、国及び北海道の交通安全基本計画を踏まえ、令和3年度から7年度までの5か年を計画期間とする第11次の計画となり、これを推進することによって、市、関係機関、関係団体、さらに市民の理解と協力を求め、交通の安全を確保しようとするものです。

策定までのスケジュールは、本年11月末までに素案を作成し、12月の第4回定例会にて素案の報告、明年1月、国、道、市及び警察署の主管者で構成する小樽市交通安全対策会議幹事会を開催して、最終素案をまとめ、2月にパブリックコメントを実施した後、意見を集約し、内容の修正等について検討の上、3月開催予定の小樽市交通安全対策会議委員会にて決定する予定であります。

○委員長

「小樽市災害廃棄物処理計画」の策定について」

○（生活環境）ごみ減量推進課長

小樽市災害廃棄物処理計画の策定について報告いたします。

近年、広範囲で多大な被害をもたらす災害が頻発し、復興の妨げとなる災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築が必要となっております。そのため、環境省では地方公共団体に対して、災害廃棄物処理計画の早期策定を求めており、当市におきましても、今年度末までの計画策定に向けて作業に着手したところであります。

策定までのスケジュールは、庁内での検討を進め、11月中旬までに最終素案を作成し、12月の第4回定例会にて素案の報告を行い、パブリックコメントを実施した後、意見整理や最終調整を経て、来年3月の令和4年第1回定例会における完成報告を予定しております。

○委員長

「清掃事業所の移転方針について」

○（生活環境）清掃事業所長

清掃事業所の移転方針について報告いたします。

清掃事業所は、天神2丁目5番18号に事務所、8番1号に車庫を構え、業務を遂行しております。

北海道新幹線新小樽（仮称）駅の整備に伴い、当該車庫が支障物件となることから、整備開始前に車庫を移転しなければならないことになっております。業務遂行上、事務所と車庫は近接している必要があることから、事務所及び車庫の移転先について、業務の効率性を勘案し、旧天神小学校を移転候補地として進める方針を決定したものであります。

今後のスケジュールにつきましては、今年度中に地元町内会と地域住民の方へ移転についての説明を行い、翌令和4年度に校舎及び体育館を改修し、5年度に移転したいと考えております。

また、現在、旧堺小学校にあります小樽市事業内職業訓練センターにつきましても、旧天神小学校への移転を予定しております。

○委員長

「小樽市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保健事業における実証事業への参加について」

○（福祉保険）橋本主幹

小樽市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保健事業における実証事業への参加について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

本市は、今年度、国民健康保険及び後期高齢者医療の保健事業において、国などが実施している適切な予防健康事業の実施に向けたエビデンスを、確認・蓄積するための実証事業に積極的に参加しています。現在、4件の実証事業に参加しているところです。

まず1件目は、国が実施主体となっております糖尿病性腎症重症化予防プログラムの効果検証事業です。国民健康保険の被保険者における糖尿病の未治療者や治療中断者へ、受診勧奨文書を送付し、さらに、電話勧奨を行う自治体と行わない自治体を比較し、その効果の検証を行う事業ですが、本市は電話勧奨を実施する介入群として参加しております。

2件目は、特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業で、こちらも国が実施主体の実証事業です。特定健診を受診した国保加入者へ、通常行っている特定保健指導の利用勧奨を行い、その後も未受診だった方のうち、心血管病の発症リスクが高いと予測されたハイリスク者に、さらにナッジ理論を活用した利用勧奨通知の追加送付を行った結果と、その後、特定保健指導に参加された方を対象に、追加的な保健情報の提供を実施した効果の2点を検証するものです。

次に、資料裏面、3件目の二次骨折予防を目的とした骨粗しょう症疾患啓発事業ですが、こちらは企業との連携による実証事業です。骨折は本市の後期高齢者医療分析において、脳梗塞、慢性腎臓病に次いで3番目に多い疾病となっており、介護移行への主要要因となっています。骨粗しょう症を原因とした骨折を繰り返す可能性が高い方に対し、検査や治療を推奨する勧奨資材を送付し、その受診状況と治療継続効果について検証します。

また、この事業は、40歳以上の国保の被保険者と後期高齢者医療制度の加入者が対象ですが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、南部圏域の後期高齢者に対し、この実証事業に加えて保健指導等をモデル的に実施する予定です。

最後、4件目ですが、こちらも企業との連携によります後期高齢者健康診査受診勧奨事業です。本市では、他市同様、これまで後期高齢者保健事業を積極的に実施できていない状況がありました。今年度は後期高齢者健診の受診促進のため、未受診者に対しナッジ理論を活用した個別勧奨通知を送付し、その効果を検証することとしております。

これら実証事業のメリットは、国や連携企業においては、エビデンスの蓄積や社会貢献、自治体においては、分析結果による今後の事業展開の方向性の決定やノウハウの活用が期待できるものです。本市においても、これら実証事業の成果を今後の保健事業に積極的に活用していきたいと考えております。

○委員長

「勤労女性センター内放課後児童クラブの稲穂小学校への移転について」

○（こども未来）放課後児童課長

勤労女性センター内放課後児童クラブの稲穂小学校への移転について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

現在の小樽市公共施設長寿寿命計画では、令和6年度に生涯学習プラザの機能を産業会館に移転し、7年度に勤労女性センター放課後児童クラブ、とみおか児童館を生涯学習プラザに移転することとしておりますが、稲穂小学

校の今後の学級数の増が見込まれないこととなったため、勤労女性センター内に開設している放課後児童クラブを稲穂小学校内に移転することとし、児童の安全を第一に考え、5年度から利用開始とするものであります。

移転概要といたしましては、資料の2ページ目に図面がございますが、稲穂小学校2階のミーティングルーム2室を放課後児童クラブ室として使用し、3階の多目的教室をミーティングルームに改修いたします。改修の工事費は、4年度当初予算で計上し、夏季休業や冬季休業で工事を行い、5年度からの利用を予定しておりますが、状況によっては3学期からなど、4年度内の移転もあると考えております。

計画変更の理由についてですが、稲穂小学校児童を対象とした放課後児童クラブは、学校から離れた勤労女性センター内に開設しており、移動経路の安全確保が課題でありました。稲穂小学校は毎年40人ぎりの学級もあり、学級数の増減が不明確で、公共施設長寿命化計画の策定時には、放課後児童クラブで使用できる教室があると約束できなかったことから、課題解決のため、学校に隣接する生涯学習プラザへ移転することとしておりました。今年3月末に文部科学省より、3年度から段階的に35人学級編制とする通知があり、学校及び教育部において、改めて今後の児童数を精査したところ、児童の減少に伴い35人学級に対応しても、5年度以降の学級数の増は見込まれないことが分かったことから、教育部及びこども未来部が学校長と協議を重ね、ミーティングルームを放課後児童クラブ室として、利用することの承諾が得られたことから、生涯学習プラザではなく稲穂小学校内に移転することといたしました。児童の安全を第一に考え、できるだけ早く課題解決に取り組むため、4年度中の改修工事、5年度からの利用開始を予定しております。

○委員長

次に「小樽市健康増進計画の策定について」及び「新型コロナウイルスに関連した患者確認の遅延の発生について」ですが、報告に先立ち、保健所長から発言の申出がありますので、これを許します。

○保健所長

先般、当保健所におきまして、新型コロナウイルス感染者発生の確認が遅延した事例が発生いたしましたので、御報告とおわびをいたします。

確認が遅れたということで、感染された方に対する必要な医療、また必要な療養の場の提供が迅速に行えなかったこと、また感染拡大防止の観点から、決してあってはならないことと受け止めておりまして、当事者の方また市民の皆様の信頼を損ねる結果となりましたことを、この場をお借りしておわびを申し上げます。二度とこのような事態を起こさないように、対策を徹底してまいりますので、引き続き、委員の皆様には御指導のほどよろしくお願いをいたします。

詳しい内容は、健康増進課長から説明をさせていただきます。

○（保健所）健康増進課長

まず、新型コロナウイルスに関連した患者確認の遅延の発生について、保健所において、新型コロナウイルス感染者発生の確認が遅延した事例がありましたので、経過について御報告いたします。

経過でございます。8月30日月曜日、17時45分に陽性患者を確認した医療機関が、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム、HER-SYSに発生届を入力しました。入力と同時にシステムから保健所に発生届があった旨のメールが自動送信されましたが、保健所ではこのメールを見落としておりました。9月3日金曜日、患者側から保健所からの連絡がない旨の連絡があり、発生届を把握することになりました。発生届の提出から4日後の陽性患者の把握になってしまいました。

遅延発生の原因について、HER-SYSに登録される発生届は、医療機関が患者の発生を確認した時点で入力されるため、保健所としては随時システムの状況を確認しなければなりません。今回の事例に限り発生届を見落としておりました。これまで、この事例以外にシステムに登録された発生届の見落としはないことを確認しております。

再発防止の措置について、これまでシステム内の情報確認は、職員2人が担当日を決めて行ってきましたが、9月3日以降は職員5人が担当するとともに、ダブルチェックによって確認漏れがない体制を取ることであります。保健所の確認漏れによる連絡が遅れ、療養等の措置に遅れが生じた患者、また御家族には謝罪をお伝えしておりますが、改めて心からおわびを申し上げます。保健所といたしましては、二度とこのような事態が生じないように、所内会議を通じて情報確認を確実にを行うことを徹底しております。

なお、当該患者におかれましては、陽性判明後、保健所が把握するまでの間、主治医による毎日の健康観察が行われ、症状は軽症のまま推移し、既に療養期間を終了しております。

続きまして、小樽市健康増進計画策定について報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

「1 第2次健康増進計画期間の延長」につきまして、本計画は、健康増進法第8条に基づき策定が努力義務規定されている市町村健康増進計画であり、国の基本方針、北海道健康増進計画、小樽市総合計画等との整合性を図り、策定することとしており、計画期間も国と北海道と同様の期間としてきました。国は他の計画と次期健康づくり運動プランの計画期間を一致させ、自治体と保険者で一体的に健康づくり施策を運用する必要性があると判断し、令和3年8月、健康増進法の一部を改正し、第2次国民健康づくり運動（第2次健康日本21）を5年度まで1年延長し、計画期間を11年間とすることといたしました。

「2 計画の期間」につきまして、医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業計画の今期計画期間は、令和5年度まで。第2次健康日本21と、第2次小樽市健康増進計画の今期計画期間は、平成25年度から令和4年度となっており、これを1年延長し、6年度から新計画をスタートさせることといたします。このことを受け、北海道健康増進計画も今期計画を5年度まで1年延長することと聞いております。

また、国は、目標項目と数値は現行のまま変更しないとしております。

「3 小樽市自殺対策計画について」につきまして、小樽市自殺対策計画は、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成30年度に計画を策定し、取組を推進してきました。健康増進計画と自殺対策計画の両計画の推進会議において、自殺の問題は精神保健の問題はもとより、病気の予防、生活困窮、育児や介護の問題、いじめなど、問題が多岐にわたるため、小樽市健康増進計画と統合し、自殺対策も健康づくりと一体的に取り組む必要があると判断されたことから、小樽市自殺対策計画の計画期間も令和5年度まで1年延長し、6年度からは第3次健康増進計画に統合し、取組を推進することといたします。

「4 本市計画の期間」につきまして、第2次小樽市健康増進計画を平成25年度から令和5年度までの11年間とし、第3次小樽市健康増進計画を6年度からとします。第3次の計画期間につきましては、5年度春をめどに国が示す予定と聞いております。

「5 第3次計画策定スケジュール」につきまして、令和3年度は令和4年1月に策定評価アンケートの実施をします。また、推進会議を1回開催し、計画進捗管理を行います。4年度は、アンケート結果を基に、第2次計画の評価を行うとともに、推進会議を1回開催し、評価結果の報告を行います。5年度は、国の新プラン提示がありますので、計画策定作業を進めます。推進会議を3回開催し、計画策定作業を行います。6年度から新計画をスタートさせるとともに、推進会議を1回開催し、計画進捗管理を行う予定です。

○委員長

「小樽市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について」

○（保健所）次長

それでは、市内における新型コロナウイルス感染症の発生状況について、令和3年第2回定例会以降の経過について御報告いたします。

資料を御覧ください。

本市における陽性者、行政検査数等の状況についてですが、まずこれまでの累計患者数は、令和3年9月21日公表分までで、延べ1,461名、月別の陽性者数を御覧いただきますと、3年1月には395人と急増しております。2月から3月にかけて減少いたしましたが、4月下旬から再び増加、5月は319人と、1月に次ぐ患者数となりました。6月から7月上旬には減少しましたが、7月下旬から増加に転じ、8月は158名となっております。

増加の要因といたしましては、学校の夏季休業やお盆の時期にかけ、人の動きが活発になったことなどが考えられます。9月に入っても毎日の発生数は少数でございますけれども、感染者の発生が続いております。9月21日現在で入院者数は9名、宿泊療養施設入所者数はゼロ名、自宅療養者数が13名、死亡者は累計56名、陰性確認済累計は1,382名となっております。

検査数につきましては、保健所のほか、医療機関における検査分も含み9月21日までに3万2,769件となっております。陽性率を見ますと、全体では4.5%、陽性者が増加した8月は4.4%となっておりますが、9月には2.3%と減少しております。

感染者の傾向として、下段の表、年代別の割合を見ますと、7月以降の感染者は高齢者の割合が減少し、40歳未満の若い世代が半数以上を占めているという状況となっております。

裏面を御覧ください。

週合計の人口10万人当たりの陽性者数の推移であり、折れ線は感染経路不明の割合となっております。昨年の年末からの数値を表示をしております、少し細くなっておりますけれども、2月1日に108.5人とピークになっております。また、5月25日に105.8人と高い数値になっておりました。7月上旬までは低い数値で経過しましたが、中旬以降、感染者の発生が継続し、8月22日には50.7人、その後、減少傾向にはありますが、9月21日時点で12.5人となっております。

次に、クラスターの発生状況についてですが、令和3年第2回定例会以降につきましては、資料にありますとおり、保育所や事業所、小学校での発生がありました。ただ、いずれの事例についても感染者数については大きくはなっていない状況にあります。

続いて、変異株スクリーニングの検査についてですが、保健所では6月14日からデルタ株のスクリーニング検査を実施しておりましたが、市内で感染が確認されているウイルスが、デルタ株にほぼ置き換わっているという状況にありますことから、9月13日以降のスクリーニング検査は中止しております。

なお、これまで172件の検査を行い114件がスクリーニング陽性となり、うち36件についてデルタ株の確定ということになっております。

最後に、保健所における取組などについてですが、まず令和2年11月16日に開設した小樽市発熱者相談センターは、今年度も引き続き開設しており、センターでは、令和3年9月12日現在で5,502件の相談を受けております。市内医療機関での患者の受入れ病床数についてですが、現在100床を確保しており、9月21日現在の病床利用率は11%となっております。

なお、確保病床数につきましては、現状が最大の確保数となっております。今後、感染状況によっては北海道の指示により減少することがあります。

市内全体といたしましては、7月12日には北海道による夏の再拡大防止特別対策の実施、8月2日から8月26日までは、まん延防止等重点措置による措置区域に指定されておりました。さらに、8月27日から9月30日までは、途中で期間が延長となっておりますが、札幌市や旭川市などとともに緊急事態宣言による特定措置区域に指定され、市民に対しては、日中も含めた不要不急の外出を控え、特に20時以降の外出を控えることや、飲食店に対しましては、酒類またはカラオケ設備を提供する店舗の休業、これ以外の飲食店の営業は5時から20時とするといった要請・協力依頼が行われている状況にあります。

○委員長

「新型コロナウイルスワクチン接種について」

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

それでは、資料を御覧ください。

小樽市における新型コロナウイルスワクチン接種について御報告させていただきます。

まず「1 医療従事者の優先接種について」は、北海道が体制を整備いたしまして、6月末で優先接種を終了しております。7月以降は一般住民の接種へ移行しております。

接種実績につきましては、資料のとおりで、1回目、2回目を合わせまして1万3,444回、接種率は77.3%となっております。

次に「2 住民接種について」の「(1) 接種体制について」は、対象者に応じて、個別接種、巡回接種、訪問接種、集団接種を行っております。「(2) 接種順位について」は、医療従事者等が一番優先されまして、次に高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者の方、教職員等のエッセンシャルワーカー、妊婦、12歳から15歳の方、そのほかの市民の皆様ということで実施しております。「(3) 接種状況について」は、4月19日から高齢者の接種を開始いたしまして、8月16日には12歳から59歳までの方に接種券をお送りしまして、20日から予約受付をしております。市民への接種券の送付につきましては、16日をもって終了となっております。また、8月27日からは小樽協会病院におきまして、妊婦の優先接種の受付を開始いたしました。また、9月3日には地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に対しまして、ワクチン接種を希望しているけれども、まだ未接種の高齢者の方の支援につきましての依頼文を送付しているところでございます。

住民接種につきましては、9月21日現在、1回目、2回目を合わせまして、接種回数は13万3,816回と、接種率は63.7%となっております。

次に「3 ワクチン接種証明書（通称：ワクチンパスポート）について」は、海外に渡航予定のある方に対しまして、国の通知に基づき、本年7月26日から証明書を発行しております。申請件数は7月26日から9月21日までで69件となっております。

次に「4 国からのワクチン供給について」は、9月から10月前半までの確定分は、6,045バイアル、3万6,270回分となっております。

次に「5 他自治体からのワクチンの提供について」は、北海道後志総合振興局の調整によりまして、余市町のほか後志、檜山管内の10町村から1,546バイアル、9,276回分のワクチンを御提供いただきまして、市内の医療機関に全て配分をいたしました。

最後に「6 今後の予定」ですけれども、12歳から15歳までの接種委託医療機関、接種を委託している医療機関10か所に対しまして、ワクチンを優先的に配分するという。また、12歳になる方は毎月おられますので、毎月接種券をお送りいたしまして、接種をお受けいただけるようにいたします。そして、11月末までには2回接種終了者として、接種率80%を目指したいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第24号について」

○（こども未来）子育て支援課長

議案第24号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例は、リンク方式を採用しておりまして、引用する基準内閣府令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における記録や文書の作成については、書面で行うこととなっており、このたびの基準内閣府令の改正により、書面に代えて電磁的記録により行うことができるようにするものです。なお、施行期日は公布の日となっております。

○委員長

これより、質疑に入ります。

先に申し述べておきますけれども、皆さんマスクをされていますので、答弁の際は、マイクをできるだけ近づけて、質問者に伝わるようにお話ししていただくようお願いします。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

○山田委員

それでは、まず報告からお聞きしていきます。

◎勤労女性センター内放課後児童クラブの稲穂小学校への移転について

今回、この勤労女性センター内の放課後児童クラブが稲穂小学校へ移転することについて何点かお聞きします。

勤労女性センターから稲穂小学校へ移転されて、すぐその教室からその小学校の中に移転するという事でお聞きしました。そういう意味で、初めに、勤労女性センターに移った経緯から少しお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

経緯につきましては、もともと公共施設長寿命化計画において、位置づけされていたときには生涯学習プラザとはなっておりましたが、稲穂小学校の学級数の編制が今後35人学級編制となっても、学級数の増が見込めないというめどが立ったということで、教室提供に至りました。

○山田委員

それでは、保護者としてはやはり心配事があります。その中で、まずアクセスの問題。今まで勤労女性センターに通っていたのが稲穂小学校に移転するというのであれば、すぐでアクセスはいいということになると思いますが、まずそのアクセスの問題と、それから小学生がその児童クラブの中でいろいろと遊んだりするわけですが、その広さについて。それと、児童クラブでは、おやつが出るとは思いますけれども、そのおやつの感染予防。その三点についてお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

まず、アクセスについてですけれども、お配りしました資料の中に図面をつけさせていただいていますが、2階の事務室の下側というか、昇降口と書いてあるところが児童の玄関になりますけれども、こちら、外を出てすぐ向かいに開放玄関というのがございます。こちらを放課後児童クラブの出入口として利用するという事で予定しております。

あと、定員についてですけれども、現在の登録児童数は42名となっております、現在の広さについては、約152平方メートルあります。移転先の広さにつきましては約104平方メートルとなります。その場合の定員は54名となりますので、現在の登録状況からいきますと移転した後も受け入れは可能と考えております。

あと、おやつにつきましては、個包装ということで新型コロナウイルス感染症の対策としまして、なるべく接触の機会を減らすようなこととして対応しておりますが、配布のとき的手指消毒のほか、食べる位置ですね、テーブルに座って食べますが、向かい同士にならないように一方方向を向かうような形で横に並ぶように。あとは黙食の徹底ということで工夫しながらできる限りで対応しているところです。

○山田委員

いろいろとお聞きしました。アクセスはすぐ玄関を渡って向かい側と、広さも問題ない、おやつに対しても感染

対策をするということでお聞きしました。

ただ、アクセスというか、稲穂小学校はこの地図の場所によると、中に廊下があるのです。それで、これは1回、表に出なくてもこのミーティングルームに行けるのですが、ひょっとしたら、夜は中の仕切りのシャッターが閉まるのか、そういった経路、経過があつて、玄関から1回、表に出てとされるのか、その状況を少しお聞かせいただきたいと思います。

○（こども未来）放課後児童課長

委員のおっしゃるとおり、中を通っても可能なのですけれども、途中で機械警備の関係で、夕方一定程度の時間になりますと、学校開放の受入れもしていることもあつてシャッターが閉まってしまう場所がございます。そのため、放課後児童クラブは18時までとなりますので、帰りに行き来ができなくなるため、開放玄関を使うということにしております。

○山田委員

それでは、放課後児童クラブについて最後に少しお聞きしたいのですけれども、通常であれば、ほかの団体とか、結構この稲穂小学校を利用されていると思うのです。そこで、玄関から1回外に出て、このミーティングルームに入る開放玄関ですね。そこが多分いろいろと使う方々によっては煩雑になる。靴を脱ぎ散らかしたり、そういうふうなことがやはり考えられるのです。その対策について何かお考えありますか。

○（こども未来）放課後児童課長

学校開放の利用者への影響だとかがないように考えておりまして、開放玄関には学校開放を御利用の方の靴箱はございますが、それとは別に、中のホールに入ってからすぐのところに、放課後児童クラブ用の靴棚をつくるどうか、インターホン等も設置しまして、なるべく交差がないような配慮をする予定であります。

○山田委員

万全を尽くすということで、本当によろしくお願ひしたいと思います。

◎接触確認アプリ「COCOA」について

それでは、代表質問でも聞きました新型コロナウイルス感染症の関係について何点か聞いていきます。

今回、新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAについて、厚生労働省では9月8日に高齢者や障害者に使いやすいように改良し、当日付でアップデートしたと聞いています。

そこで、今までの接触確認アプリCOCOAは、どのような点が高齢者や障害者に使いづらかったのか、現状お聞かせいただいて、あわせて、高齢者でも障害者でも使いやすい事例、もしあればお聞かせ願ひたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

COCOAについてということで、高齢者や障害者が使いづらかった現状なのですけれども、こちらについては、具体的に聞き取りを行ったわけではないのですが、一般的にスマートフォンを使いこなせない方が、例えば入力したりだとか、来た通知を確認したりとかというが、少し難しいのかというふうに感じております。

また、使いやすくなるにはということなののですけれども、やはり誰でも使えるように簡単な操作であるとか、分かりやすい通知の内容といったことが必要なのかというふうに考えております。

○山田委員

私もスマートフォンを持っていますが、そういうところはなかなか使いづらいというか、使えないというか、そういうこともあります。

では、総務省では、こういう公的機関のサイトの適合レベルをAA対応、ダブルエー対応というのですかね、これを推奨しています。本市でも利用者が多数いるとは思いますが、この総務省が示す適合レベルAA、もしくはAAはどのように利便性が違うのか、また今回、厚生労働省が目指す対応ですね、どこを目指すのかをお聞かせ願ひたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

まず、総務省が示す適合レベルAAとAAAの利便性がどのように違うかということなのですが、タイトルをつけるだとか、情報を意味のある順序にするなど、25項目の基準を達成するとまず適合レベルAになるということと、見出しやラベルをつける、音声解説を提供するなど13項目を満たすと、適合レベルAAになると。また手話の用意など23項目を目指せば、適合レベルがAAAになるということで、委員もおっしゃったとおり、総務省は、公的機関のサイトは、この適合レベルAAの対応を推奨しているということと、厚生労働省においてはということなのですが、COCOAにおいても、適合レベルAAを目指すこととしておりまして、9月8日にCOCOAをアップデートして、陽性者と接触した可能性がある場合の通知の表示方法を修正したというふうに聞いております。

また、ダウンロードでエラーなどが起きたときにも、繰り返し処理をしてくれるようなシステムも追加して対応したというふうに聞いております。

○山田委員

◎新型コロナウイルス感染症の後遺症について

次に、新型コロナウイルス感染症の後遺症、これは人によって様々な症状があつて、不安を訴える人も少なくないといえます。そこで、東京都世田谷区で新型コロナウイルス感染症の後遺症のアンケート調査を行ったと聞いているのです。それで、この調査の概要は、今年4月15日時点で新型コロナウイルス感染症に感染した区民等を対象に、後遺症に関するアンケートを実施し、3,753人から回答を得たと聞いています。

では、どのような結果が出ましたか。症状別の割合や年代別、多い症状は何かをお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

世田谷区の調査を確認してみました。その結果につきましては、まずは症状別の割合なのですが、調査全体で見ますとその多い症状を上から三つ言いますと、嗅覚障害、匂いが感じにくいというものが全体の54.4%と最も多くなっております。続きまして、全身の倦怠感が50.0%、あと味が分かりづらい味覚障害が44.8%というような結果になっておりまして、これを年齢別で見たものもございまして、年齢別では、10歳未満で最も多いのがせきの症状、10歳代、20歳代、30歳代においては、匂いが感じにくいという嗅覚障害が最も多くて、40歳代以降につきましては、全身の倦怠感、だるさがあるというのが最も多くなってございました。

○山田委員

次に、大阪府堺市の医療法人邦徳会邦和病院の後遺症外来に診察に来た240人以上は30歳代から50歳代の働き盛り世代の人たちで、主に症状が倦怠感、今言われたように、味覚・嗅覚の障害、息切れ、せきが多いと聞いています。そこでこの相談内容を見ると、倦怠感が63件、嗅覚障害53件、味覚障害が44件、脱毛40件、呼吸苦31件と続くと聞きます。

それでは、この新型コロナウイルス感染症の後遺症は、診療科を広くまたがる症状も多くて、治療方法も体系化がなくて、対応できる医療機関が少ないと聞いています。そのため、大阪府としても後遺症の診療体制の整備につなげようと、医療機関に対して後遺症の情報提供を行うなどの対応を進めていると聞いています。

そこで、本市でもこういうような後遺症の一助にするための、例えばアンケートだとか、来た人方の調査だとか、そういうことはできないものかお聞かせください。

また、こういうような参考となる事例があればお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

アンケートの実施など、調査というお話でございました。健康相談の中で、今のところ後遺症の相談も一緒に受けているという現状でありまして、そちらについて、今後データを蓄積して、訴えや相談の内容をきちんと集積して、こちらの後遺症の場合、医療機関の協力体制なくして成り立たないので、医師会を通じて、その辺りを医療機

関と共有できるように努めていきたいというふうに思っております。今のところ、参考になるような事例がなくてお伝えできないのですが、そのような状況でございます。

○山田委員

それで今回、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大第5波で、回復後も後遺症を抱える患者が急増。そこで、成人のみならず、幼い子供にも広がっていると聞いています。東京都渋谷区のクリニックでは、10歳代や10歳未満も目立つようになり、3歳児も、そういう症状が出ている人もいると聞いています。例えば、小学生ぐらいまではいつもより元気がない、すぐに疲れるといった比較的軽微な症状が多いのですが、感染しても軽症や無症状で済むことが多く、子供の後遺症は家庭内で見落とされがち、軽視されがちと聞いています。治療には漢方薬や塗り薬、後遺症のある人にはワクチン接種など、治療方法は異なると聞いています。

本当にこういう意味では、低年齢層、高齢者、働き盛り、全てそうなのです。それで、皆さんに共通している点は、やはり脳の霧といって、ブレインフォグですか、それが出ているということなので、できれば本市でもそういう患者の追跡調査なり、そういうようなデータを集めてこういうものに対処していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

まだまだこの病気自体、どうなっていくかというところが結構分からないところがございますので、後遺症について不安に感じていらっしゃる方はたくさんいらっしゃって、そういう方がこれからも出てくると思いますので、委員おっしゃるとおり、それぞれの訴えに耳を傾けて、必要な対応を取れるように、これから努めていきたいというふうに考えております。

○山田委員

ぜひ、よろしくお願いいたします。

◎小樽市に居住している在留外国人について

それでは、最後の質問です。

令和2年末現在、日本の在留外国人は、約289万人と聞いています。

では、小樽市に居住している外国人の登録人数と主な出身国をお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

小樽市に居住している外国人の登録人数につきましては、本年8月末現在629人となっております。

また、主な出身地につきましては、ベトナム、中国、ロシア、パキスタン、韓国などとなっております。

○山田委員

最後の質問に入るわけですが、外国人のワクチン接種についてお聞きします。

今年2月から始まったワクチン接種、全人口の半数以上が2回目を終えましたが、外国人の接種が進んでおらず、自治体が配付する接種券や予診票には難しい漢字も多く、言葉の壁が大きな要因と聞いています。そこで、9月12日、大阪府のこういう外国人を支援する会社では、職域接種の一環として、留学生や外国人労働者を対象に約1,000人の予約が1週間で埋まって、約6割が外国人と聞きます。

では、本市に住む外国人接種対象者に対して、この新型コロナワクチンの接種券が発送されているか、その状況、例えば郵送の方法だったり、接種券の印字だとか、それは印字に対しても母国語なのか、それと併せて接種済みの人数をお聞かせください。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

外国人のワクチン接種につきましてはですが、まず接種券につきましては、住民基本台帳を基にお送りしておりますので、転入された方も含めまして接種券をお送りしております。

また、発送は、郵便局からの郵送で、個別に郵送させていただいております。

また、接種券の印字につきましては、住民基本台帳から御住所ですとか宛名を引き出してきまして、それを印刷して郵送するということです。母国語ではなくて、日本語でお送りしております。

また、接種済みの人数なのですが、こちらは一般市民の方と一緒にございまして、分けて統計をどこかに提出するというのが求められておりませんでしたので、あえて集計はしておりません。ただ、小樽市が集団接種をしたときに、エッセンシャルワーカーとして、外国人の方が3名お受けになったというのは把握しておりますが、それ以外の接種人数につきましては把握しておりません。

○山田委員

そういう外国人の方にやはり接種されたのかと、我々もよくスーパーなどに行くと、外国籍の母親と一緒に買物をされている方も結構見るのですけれども、やはり我々もふと思うのです。この方々、本当にワクチン接種をされたのかという、結構年配の方もいらっしゃるのです。ですから、できれば我々も安心する意味では、そういった方々にも全て確認できるような、人数を把握できるようなそういう体制はできないものではないでしょうか。お聞かせください。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

接種証明書のこともありますので、今まで受けた方のデータ整理を10月中には行いたいと考えております。そうの中で、きちんとしたデータの整理と、外国人の方が受けていらっしゃるかというのも可能な限り抽出しまして、対応するものはしていきたいというふうに考えております。

○山田委員

ぜひ、よろしくお願いします。

○松岩委員

◎新型コロナウイルスに関連した患者確認の遅延発生について

1点、報告を聞いて伺いたいのですけれども、7番目の新型コロナウイルスに関連した患者確認の遅延発生について、御報告を伺いましたが、資料で後日示していただくことは可能ですか。

○（保健所）次長

先ほど報告した内容につきましては、一度、議会事務局を通じて、公表の時点で資料をお配りしていたかと思いますが、同じものであればもう一度ということも考えられます。

○松岩委員

分かりました。すみません。私の確認不足でした。

質問に入ります。

◎看護師養成学校について

一つが、看護師養成学校について伺います。

今定例会の予算特別委員会で、我が会派の中村吉宏委員が質問したことについて数点伺います。

今、市が進めようとしている看護師養成学校に関するスキームで、令和8年度以降、四年間市内で看護師を輩出できないのはやはり問題であると考えます。

予算特別委員会で、現在の小樽看護専門学校と新設予定の四年制の看護師養成学校を併存させて運営するスキームについて、実際にかかる金額を現時点では示せないとのことだが、いつ示すことができるのか伺います。

○（保健所）次長

学校運営に係る金額ということでございますけれども、まずは現在ある看護専門学校と新設を予定している新たな看護師養成校を同時に2校運営していくことは、やはり金額だけではなくて人材の問題もあります。それと新たな学校を創るということもありますので、施設の準備ですとか、また全く新たな学校のカリキュラムですね、こういったことを一からつくっていくかなければならないといったときに、やはりその二つを併存して、存続して運営し

ていくというのは非常に難しい。現時点で考えられる範囲の中でいきますと難しいということでの四者協議会の中での議論がございました。

その金額でございますけれども、新たな学校の詳細がまだ決まっておりません。いろいろな条件、例えば、現在の立地の状況から新たな利便性のよいところへの移設、移転を考えておりますけれども、まだその場所も決まっていないという中で、例えば家賃ですとか、その辺の条件もまだ決まっていない部分もありますので、そういった辺りがある程度見えてきた時点で、どのくらいの経費がかかるのだということが示せる状況になるのかというふうには考えております。

○松岩委員

続けて、このことについて金額面で市が単独で支援できる額なのか、支援できないのであれば四者協議会の枠組みで解消できるのか伺います。

○（保健所）次長

先ほど申し上げましたとおり、なかなか現状といたしましては、金額的に把握できているものも少ないのですけれども、そのような中での現状の想定の中では、市が単独ですとか、あとは四者協議の中で解消できる見込みは今のところは難しいというふうな判断はしております。

○松岩委員

最後に、できないとすれば、看護学校移転の議論も合わせて、全市的オール小樽での議論、対応が必要であると思うが、商工会議所をはじめとした医療機関などと情報共有し、善後策を検討すべきであるとするが、見解を伺います。

○（保健所）次長

金額的に現状といたしましてもなかなか難しい状況があることは確かだと思いますので、委員からお話がありましたとおり、今後オール小樽で取り組む必要があると。このところは、私どもも認識しておりますので、今後経済界、商工会議所をはじめ、ほかの医療機関、こういったところも含めて情報共有しながら対応していく必要があるものというふうには考えております。

○松岩委員

◎デザイン婚姻届について

次に、デザイン婚姻届についてです。

ちょうど1年前の2020年の第3回定例会で、デザイン婚姻届について私が質問いたしました。過去の議事録を見返すと、答弁は余白部分の模様などが婚姻届記載内容の修正の際に影響を与えないかなどを検討する事項もありますが、実際に作成している自治体もあるようですし、委員から御提案いただきましたので、まずは他都市の事例を調べてみたいと考えておりますとのことでした。それについて、他都市の事例はどのようになっていますでしょうか、お答えください。

○（生活環境）戸籍住民課長

他都市の事例につきましては、道内の状況で現在把握している事例につきまして、まずオリジナル婚姻届を導入しているところは、留萌市、釧路市、勇払郡厚真町、上川郡東川町などとなっております。

続きまして、特典や撮影ブースの設置をしているところにつきましては、苫小牧市では、市内で買物ができる「とまチョップポイント」というものがあるらしく、これの進呈を行っているようです。

また、勇払郡厚真町では、婚姻届の提出時に、町のゆるキャラ「あつまるくん」による歓迎をしているようです。また、上川郡東川町では、入籍時に記念撮影や記念スタンプの押印をしているということを把握しております。

○松岩委員

厳しい言い方をすると、インターネットで検索すれば分かる情報かと思うのですが、1年たってまだ小樽市では

導入されていないということなのですから、進捗を伺います。

○（生活環境）戸籍住民課長

現在、導入に向けての具体的な検討ということにつきましては、進んでいない状態です。今後、戸籍法の一部改正によりまして、戸籍届出書や婚姻届出書の電子化が予定されております。その際、婚姻届などをスキャナでPDF化し、本籍地へ送信するという形になる予定なのですから、この際のスキャナや画質の仕様について、どのようなデザインや色が可能ななどの詳細が示されると考えておりますので、詳細が示され次第検討してまいりたいと考えております。

○松岩委員

これを戸籍住民課につくれつくれと言いつけるのも、かなり無理があるなと私なりに1年かかって学びまして、例えば、民間の事業者だったり団体が、小樽市でこういったデザイン婚姻届を使用してくださいというふうに提供だったり、何か寄附みたいな申出があった場合、それを戸籍住民課で、例えば窓口において、婚姻届を提出する方がいらっしゃった際に選択できるような形での利用、導入はできますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

一般的な話になってしまうと思うのですが、デザイン婚姻届の用紙を導入することになれば、デザインの決め方などにつきましても公募などの手続を行うことになると思いますので、今時点では特定のものを頂いてすぐに導入ということにはならないと考えます。

○松岩委員

何で公募する必要があるのですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

市としてその用紙を使うということになりますと、やはり市で公式に認めたものという形に判断されると思いますので、そこはいろいろな様式があつてどれでもいいよという結論は少し今出せないと思いますので、すぐに、頂いたものでこれでオーケーですということは少し難しいのかと思います。

○松岩委員

市ではそういった形で認められないけれども、婚姻届を提出される方が勝手にデザイン婚姻届を持ってきて、受理することは可能なのですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

婚姻届の内容というものはもう決まっていますけれども、その内容とかレイアウトがほぼ決まった状態のものに準拠しているのであれば、今もう現実に受けております。

○松岩委員

それを市が準拠していると認めたというのは、市がお墨つきを与えたことになると思うのです。それと公募は違いがあるのですか。

○（生活環境）次長

市として導入するということになりましたら、書式の決め方というのはあると思いますので、それは行政なりの判断をしなければいけないと、その一つの選択肢として公募も考えられるというような意味で、戸籍住民課長は答弁したものです。公募しますということではなくて、公募も含めて書式の決め方は検討する必要があるということでの答弁でございますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○松岩委員

こんなに難しい答弁が返ってくると想定しなかったもので、今日はほかにもやることがたくさんあるので、深掘りしませんが、意外と根深い問題というか、何か行政の難しいところが出てしまったのかと思うので、また違う機会にやります。

◎市営墓地のごみについて

次に、市営墓地のごみについてです。こちらでも昨年の第3回定例会で質問しましたが、本当に残念ながらごみを持ち帰ってくださいという看板の前に大量のごみが捨てられているという墓地が何か所もあって、本市ではその対応を来年以降どうしていきますかということなのですが、今年も私、全部の墓地を見に行っただのすけれども、昨年と同様にごみが捨てられている事象は確認できました。議事録を読み返すと、市は事の重大性をまず共有はしていると。その時点では、具体の解決策は見いだせないけれども、墓地の管理は徹底していくという答弁だったのですけれども、今年も残念ながら、ごみはあったということで、今年のお盆を迎えるに当たって、本市が検討、研究された墓地のごみ対策というのがどういったことを伺います。

○（生活環境）戸籍住民課長

墓地のごみ対策につきましては、まず墓地の申込みに来た方へごみの持ち帰りの協力をお願いするチラシの配布を始めました。また、ホームページの周知や墓地の看板設置、これは引き続きやっているところです。これらによりまして、墓地使用者に墓地のごみについて意識してもらえるように周知はしておりますが、それでも実際にはまだごみが出ておりますので、予算をつけて回収している形になります。

お盆前やお盆期間中、回収業者や我々市の職員によるごみ回収の徹底により、墓地の状態として、ごみが少ない状態を常態化することによって、ごみを捨てにくい状況をつくり出すということに今年は取り組みました。

なお、回収料につきましては、業者委託分でお盆期間中に約2万キログラム。市職員による回収、これは軽トラックで回収したのですけれども、軽トラック13回分の回収を行いました。

○松岩委員

具体的な数値も示していただいております。全く想像ができないので、多いのか少ないのかどうなのかよく分かりませんが、積極的に回収を行うということで、ひとまずはお答えをいただいたということで、これに関してはもう少し経過を見守りたいと思っています。引き続き、御対応よろしくをお願いします。

◎住民基本台帳事務におけるDV等支援措置に関連する本市のDVの事実確認について

最後ですが、一番のメインになるのですけれども、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置に関連する本市のDVの事実確認についてという質問です。

私はここ最近、離婚・別居後の親子の関係に関連して、実子誘拐だとか面会交流についての質問を度々してまいりました。この項の質問では、虚偽のDV被害の申出について、本市の対応がどういうものかというのを伺いたいです。部署が横断的になるので、この委員会では住民基本台帳事務に関してのみ伺います。関連する項目は12月の第4回定例会で必ず行いますので、その際、詳細な答弁をお願いしたいところです。

先日、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置における住民票の不開示を受けている男性から事情を伺ったところ、その方に関しては、虚偽のDV被害の訴えによって様々な不利益を被っているという内容でした。調べると、これに関連する事柄で、全国で行政裁判が多数行われていることが分かりました。

まず、本市ではDVとDV防止法について、それから住民基本台帳事務におけるDV等支援措置についてどのように理解しているか、簡単に御説明をお願いします。

○（生活環境）男女共同参画課長

まず、DVについて御説明いたします。DVとは、ドメスティックバイオレンスの略語で、配偶者やパートナーなど親密な間柄で起こる暴力のことをいいます。

次に、DV防止法についてですが、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するために、平成13年に制定された法律で、保護命令の制度の規定、婦人相談所の位置づけ、関係機関相互の連携協力の義務づけなど、被害者を支援するための仕組みを規定しております。

○（生活環境）戸籍住民課長

住民基本台帳事務におけるDV等支援措置について御説明いたします。配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方については、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、DV等支援対象者となることにより、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票等の写し等の交付、戸籍の附票等の写しの交付の請求・申出があってもこれを制限する、拒否する措置が講じられるという形になります。

○松岩委員

本市の令和2年度の女性相談室の相談件数のうち、DVに関するものの件数、それから、DV等支援措置による不開示の件数や人数を示すことはできますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

令和2年度の女性相談室での相談件数のうち、DVに関するものは17件でした。

○（生活環境）戸籍住民課長

DV等支援措置による不開示の件数ですけれども、小樽市への届出により支援するものと、他都市から支援が決定したという形で支援するものと2通りあるのですが、まず、小樽市への届出の部分につきましては、件数は、これは約になって申し訳ないのですけれども、約60件、人数は約115名。他自治体からの依頼につきましては、件数は約40件で人数は約70名という形になっております。

○松岩委員

この住民基本台帳事務におけるDV等支援措置に関連する行政裁判の被告に、本市はなっていますか。

なっている場合は、裁判に差し支えない範囲で訴えの内容もお示しください。

○（生活環境）戸籍住民課長

現在、行政裁判の被告に本市はなっております。

内容につきましては、小樽市を被告とする損害賠償事件という形で答えさせていただきます。

○松岩委員

ちなみに訴えは何件あるのですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

1件です。

○松岩委員

これは一般論なのですけれども、一般的にDV等支援措置の不開示の決定を本市が取り消す場合はどのようなケースが考えられますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

一般的に不開示の決定を取り消すという形になりますと、DV等支援措置を受けている方の支援の期間が1年間という形になりますので、支援1年間の期間終了後、追加での支援の依頼がない場合は、まずそこで支援が終了いたします。

あとは、支援を受けている方から、支援の必要がないということで終了の届出を頂いた場合も終了となります。

○松岩委員

次に、虚偽のDV被害によって不開示となった場合に、加害者とされる側が被る不利益はどのようなものだと市は考えますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

例えば子供がいらっしゃるような場合を想定しますと、住民票で住所を確認することができないことによりまして、その子供の居所が分からないということが考えられると思います。

○（生活環境）次長

松岩委員は虚偽のDV被害にということで言われましたけれども、今、戸籍住民課長が答弁したのは、あくまで一般的なお話の中で虚偽に限らないと。虚偽ということではないということを御理解いただきたいと思います。

○松岩委員

虚偽かどうかは別として、そうですね。

あと、市側は今回おっしゃらなかったですけども、例えばDV等支援措置によって不開示が決定された書類が、市長の名前で公印つきで出されますので、その書類を持って、例えば親権裁判に使われたりだとか、相手方の職場にそれを送るとかということで、いろいろと社会的な制裁を与えたりとかというようなことに使われているという事例が全国で報告されています。虚偽かどうかは別としてということです。

次が、DV被害を申し出て、DV等支援措置による不開示が決定された旨は、加害者とされる側に市から通知はされますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

加害者とされる側には通知はいたしません。

○松岩委員

なので、加害者とされる側の方は、その相手方だったり、関係者の方から不開示になったことを知らされるか、本人が役所で住民票を取ろうとしたときに、住民票が取れないというところで初めて知ることになります。

前段で言いそびれたので一応、議事録に載せるために言いますけれども、DV防止法の趣旨としては、暴力だとか、そういったことで一時的な保護を求めている方を守るために、いろいろな手続を取っ払って、まずはその人を守ろうというのが法の趣旨ですし、DVが虚偽であるかどうかを市で判断することが基本的にできないので、まずは困っている人を助ける、救済するというのが法の趣旨であると。

ただ一方で、その制度を悪用と言ったら少し極端ですけども、その制度の隙間で、実際はDV被害が発生していないにもかかわらず様々な状況によって、その虚偽のDVを訴えることで、様々な場面で自分に有利に動こうというようなケースが幾つかあるということで、それによって不利益を被っている方が本市にもいらっしゃるということなので質問しています。DV防止法だとか、手続が悪いということを申し上げているわけではないので、それは事前に言っておきます。

不開示で不利益を被っている加害者とされる側は、身に覚えのない虚偽のDV被害の申出によって、不開示になっていることを先ほども言いましたけれども、窓口で初めて知るときに、当然何でそうなっているのかという説明を求めますし、自分自身に身に覚えがなければ、虚偽であるということの主張を当然その場でされると思います。その際に、本市でまず窓口でどのような対応を取られるのかと、本人からしたら全く身に覚えがないDV被害によって住民票が不開示になっているということで、何とか不開示を取り消したいと考えと思うのですが、その場合、市はどういうような対応を取られますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

窓口の対応につきましては、まず窓口でお話を伺う形になりますけれども、加害者とされている方という言い方になると思うのですが、その方からの主張によりまして、DV等支援措置の終了の要件ということにはできませんので、まず支援措置を取り消すということとはできないという形になります。

住民票のほうですけども、まず支援措置自体がその被害者保護の観点から、住民票などの交付を行わないということとなっておりますので、加害者とされる方からの請求があった場合は、もちろん支援措置の最中でございますので、住民票の交付などは引き続き行えないという形になります。

○松岩委員

最後の質問ですけども、そうしたら、そういった方はもう法的手段に出る以外に解決策はないということなの

ですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

裁判所などへの訴えというのは解決策の一つにはなると思っております。ほかの方法はどうかと言われると、申し訳ございません、今把握できておりません。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎新型コロナウイルスに関連して

まず、新型コロナウイルス感染症に関連しての質問です。

一つ目、陳情に関してです。

今回付託をされた陳情第24号新型コロナワクチン接種に関する正確な情報提供等を求める陳情方について幾つか伺っていきます。

まず、このたび、陳情を御提出いただいたということで、提出者である参政党のホームページも拝見しましたところ、次のように記載がありました。抜粋して読み上げさせていただきますが「新型コロナウイルスに対するワクチン接種について、参政党では接種の是非を個人で選択する自由を得られるよう取り組んでおります。その一環としてこの度、1,741のすべての市町村の首長あてに質問書を送付し、コロナワクチンの接種についてどのような情報提供をしているかの調査をいたしました。」このように、質問書を全自治体に送付したという旨が書かれているわけです。

確認をさせていただきますが、その質問書は本市にも届いていますか。来ているなら、その時期、いつであったかということに関してもお答えいただきたいと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

参政党の質問書についてなのですけども、質問書は届いていたと思います。5月か6月頃ではないかと思いますが、正確な時期につきましては、大変申し訳ございませんが、現在分かりません。

○高橋（龍）委員

私もそのホームページ上で確認するに、6月ぐらいなのかと思うのですが、その質問書のテンプレートも同ホームページ上にありました。それによると、質問は2点あるということでして、こちらを読み上げさせていただきますと「（1）新型コロナワクチンの性質や効果、またリスクについて、住民に対して周知するためにどのような働きかけをしているのか。」「（2）新型コロナワクチンの接種の案内を送る際に、添付書類のような書面を同封しているかどうか。（同封している場合はその書面も添付をお願い致します）」以上、2点です。

ここから受け取るトーンとしては、ワクチン接種に対して、必ずしも積極的ではないような印象も見受けられます。その点に関しては、ここではさておいて、事実確認をさせていただきますが、先ほどのお答えからすると、今のところその詳細なものが、お手元にないのかもしれないなと思うのですが確認をさせていただきますけれども、本市に届いていたのは、今読み上げた内容と相違がないのかどうか、もし内容として違う点があればお示しいただけますでしょうか。

また、お手元になく分からないという場合は、その旨お答えいただければと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

その質問書も多分同じだというふうに考えておりますけれども、大変申し訳ございませんが、現在、確認はできません。

○高橋（龍）委員

では、これも御答弁は少し想像できるのですが、この質問書に対して、本市からは回答を行ったのでしょうか。こちらお答えいただいてもいいですか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

回答につきましては、多分行っていないと思います。

○高橋（龍）委員

こちらそのホームページの中を拝見する限りですが、全国で多分400何がしの自治体からの回答があったということで、ブロックごとにといいいますか、地区ごとにこちらの市町村から来ていますという名前が書かれていた中に小樽市はなかったので、今お答えいただいたものは恐らく正確であろうと思います。

ここで陳情の内容に関してお聞きをしたいと思うのですが、ここで求められている願意としては、ワクチンの情報提供に関してというのが主な内容であります。正確な情報提供については、確かに行うべきであると考えます。また、ワクチンを打った方、打たない方で差別がないように配慮するという観点も重要だとは思いますが、陳情第24号の文中にあります「ワクチン接種により重大な副反応発生時には、速やかに行える小樽市独自の個人補償措置を確立すること。」こちらの文言について、本市としてこれは現実的に行えるものなのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

結論から申し上げますと、大変難しいということになると思います。御指摘のとおり、財政的な面と市独自の補償ということがふさわしいのかどうかという部分なのですけれども、財政的にはもちろん大変です。それから、市でやることについてなのですけれども、このワクチン接種自体が、国としてやっているものですので、やはり国において補償もきちんと対応していただきたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

新型コロナワクチンについては、正確な情報提供を行うことの必要性について、今述べましたように、陳情に賛同する点はあるものの、御答弁をいただいたように、財政的にも難しいと考えますし、そもそも補償制度は国が行うべきものであるという捉えは、私ども立憲・市民連合としても、市と同様の認識でありますから、御答弁からも陳情に今回賛成することはできないなというふうに判断させていただくところです。

次に、ワクチンパスポートについてです。

まず報告と質疑を聞いた中で、ワクチンに関することで先に確認しておきたい部分が1点ありますので、通告したものととは別でお答えいただければと思うのですが、先ほど、山田委員から海外の方のワクチン接種に関して御質問がありましたけれども、国内でも、大学生やあるいは単身赴任などによって、居住実態は本市にあるけれども住民票は御実家等に置いたままというケースもあると思います。特に道外から来られている方などは、地元に戻ってワクチン接種するのも、なかなか難しいと思います。

こうした方々の接種について、接種券の送付であるとか、対応はどのように扱われるのかお聞かせいただけますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

住民票が小樽市になくても、例えば小樽の大学に通っているとか、そういう方もいらっしゃると思うのですが、基本的には住民票のある自治体が接種券を送付するとなっておりますので、接種券を入手しまして、そして住所地外接種届を小樽市に出していただいて、それを持って市内の委託医療機関でお受けになることは可能です。

○高橋（龍）委員

ということは、例えば御実家に届いたものを本市に居住実態があるとすれば、そちらに送ってもらってそれを持って小樽市でワクチンを打つことが可能という意味でよろしいのでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

小樽市に直接ではなくて、御本人様の住んでいるところに御両親とか、そういう方が送っていただくか、あとは、住民票のある自治体に申出をしていただいて、今住んでいるところにお送りしていただくということになります。

○高橋（龍）委員

それでは、本筋のといえますか、ワクチンパスポートに関してお聞きしたいと思うのですが、ワクチンを打つ、打たないの判断をする理由に関しては、個々の御事情によって様々あるとは思いますが、先ほども述べたように、それによって差別が生まれることはあってはならないのも事実です。

ここで今、示されているワクチンパスポートに関わる施策として、接種者、非接種者で、飲食店や商業施設、イベントなどで、席であるとかエリアを分けるなどの実証実験を行うというお話もあります。

お聞きしたいのは、今国から示されているワクチンパスポートに関する内容、制度的なものです。この点に関して御説明いただけますでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ワクチンパスポートにつきましては、国が7月26日から申請の受付開始をして、スタートするよということ、海外への渡航予定がある方に対して本人の申請に基づきまして交付をするということで、予防接種法に基づく業務となっております。海外へ渡航するということですから、パスポートですとか必要な書類がございますけれども、それを整えていただいております。

ただ、今日、国のワクチン接種証明書のウェブ説明会がありまして9月27日からは、海外に行く方たちだけではなくて、ほかの方たちにも要件を緩和して交付してよいというふうに変わるという資料を、国で配付しておりますので、こちらに基づいてこれからは対応することになります。

もともと、ワクチンパスポートを持っていると、海外で防疫措置の緩和などが受けられるから、日本においても作ろうということで始まりましたが、防疫措置の緩和以外に諸外国におきましては、直近の本日の資料を見ますと、海外においても飲食店とかイベントだとか、特定の活動について、ワクチン接種証明書、または検査による陰性証明書の提示が罰則つきで義務づけがなされる国があるというところで、日本の方が海外で不利益をこのようなことで受けることを可能な限り避けるために、現行の「防疫措置の緩和等が認められる対象国に渡航する場合に限って申請」という要件を撤廃しますということで、今日、国からお示しがありました。

○高橋（龍）委員

9月27日からということ、週明けの月曜日からになるかと思いますが、もともとは海外渡航に関することであつたと。

ただ、先ほど述べたように、飲食店であるとか、そういったところの席を分ける実証実験ということをお話しましたが、こうした施策のモデル地区を選定するというお話もありまして、北海道もその実証実験に参加の意向を示しているということです。

これが10月中旬にも行われるといったようなお話もありますが、本市にも実証実験に対して協力依頼という要請があった場合に、これを受け入れるか否かの判断に、保健所はどのように関わっていくのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

実証実験に関してなのですが、実証実験の詳細なといえますか、正式なといえますか、そういう事務連絡なり通知なりというのはまだないので、はっきり言ってまだ内容がよく分からない状況です。なので少しお答えしづらい部分もあるのですが、ただ、協力要請があった場合には、恐らく市としても、関係部局を横断的にといえますか、全庁的な議論を踏まえた上で判断していくということになろうかと思えます。

保健所はあくまでも、感染防止対策が保健所の立場ですから、全体的な議論の中ではそういう立場で保健所の見解を示していくということになろうかと考えます。

○高橋（龍）委員

仮に、今モデルケースとして、これから行われていくような、飲食店などで接種、非接種の方を分けたとして、職場であるとか、日常生活の中では当然に接種者、非接種者は混在することになります。店の規模にもよりますし、印象としてはそれが大きく奏功するとも、なかなか思えないのが率直な感想なのですが、協力要請を市が受けるか否かは別として、この施策自体に対する市のお考えはどのようなのでしょうか。

感染対策という意味で、効果が見込まれるという考えであれば、どのような点であるのかもお知らせいただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

先ほど、申し上げたとおり、まだ内容自体が報道されている以外の内容が分からなくて、どういう対策を取っていくかについても、具体的にはっきり分からない中で明確なことを申し上げるのは難しいかと思っております。

感染対策という意味での効果が見込まれるかどうかについても、現段階ではっきり申し上げることはできないかというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

なかなかお答えいただきづらい質問をしてしまって申し訳ないのですが、私としては、ワクチン接種率が向上するほうがいいというのは意見としてありますけれども、先ほど述べたように、未接種の方の中には、打ちたくても事情があって打てないというケースもあるのかと思います。懸念されるのは、ある種の同調圧力みたいなことによって、半強制になるということです。特に、保護者の意向で打てない未成年者などが差別的な扱いを受けることがないようにしないといけないと考えています。この辺りは教育等の話にも及んでしまうので、質問はいたしませんけれども、この辺りこども未来部などとも連携の上、御配慮いただければと思います。

次に、ワクチンパスポートは、マイナンバーともひもづけするというようなお話も伺っていますが、今、きている情報ではマイナンバーカードを持っているか否かによって生じる市民側の差異が何かもあるとするならば、お答えいただきたいと思います。

あとは、現状の方向性として、必要なのはマイナンバーの番号そのものなのか、マイナンバーカードあるいはアプリ等の話もありますが、そういったものなのか、こちらに関してもお分かりになる範囲でお答えいただければと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

本日の資料を見ますと、年内にはアプリ、デジタル化を実現というふうにはなっておりますけれども、スマートフォンを持っていない方ですとかもおりますので、その方たちにつきましては、これまでどおり書面での交付となっておりますので、不利益が被らないように配慮されているかというふうには思います。

マイナンバーカードにつきましては、マイナンバーカードを持っていない方はデジタルの証明書というのですか、デジタル化にはなじまないもので、あくまでも書面でいつもワクチン証明書を持っているということになるというふうに考えておりますので、マイナンバーカードがあると速やかな部分もあるかというふうに思いますが、それぞれの方が個々の状況に応じて選択をしていただくということになろうかと思えます。

○高橋（龍）委員

では、紙とデジタルが併用されるというようなイメージで受け止めました。

続いて、新型コロナウイルス接触確認アプリＣＯＣＯＡについてもお伺いします。

このＣＯＣＯＡですけれども、リリース当初はインストールのお願いを、いろいろなところでよく見ましたがけれども、実際、稼働したところＯＳによって作動していなかったりとか、不具合も非常に多かったと認識しています。今となっては、自分のスマートフォンに入っていることすら忘れていたというような声も聞こえてくるのですが、このシステムに関してはもちろん国の話になるので市にお聞きすることではありませんが、これがもし効果的に運

用できていれば感染拡大防止につながった可能性も大きくあったのかなと思っています。

このCOCOAのインストールあるいは活用、実際に使用していただくことに関しては、本市としてどのようなスタンスであったのでしょうか。例えば、検査で陽性になった方に対して登録を促すといったお願いなどは行ってきたのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

COCOAの活用についてなのですが、こちらについてはスマートフォンを操作できてCOCOAの入力ができる方につきましては、登録をお勧めする、呼びかけするということを今もやっております。

○高橋（龍）委員

お答えいただいたように、お願いというか促すことはやっていただいたということで、私としても国の批判とかということではなくて、COCOAが実際に大きな活用がされなかったというのは、率直にもったいなかったなと感じているのですが、活用が進まなかったことについて、保健所として濃厚接触者の調査等に影響はあったのでしょうか。もしくは、それほど影響はなかったとお考えであるのか、そこらはいかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

COCOAの活用が進まなかったことについてということで、こちらについては保健所で、活用できる方については登録をお勧めしたということがございまして、ではどこまで登録したかというのは不明というか、把握できないシステムになっているので、登録自体はないのですが、ただ濃厚接触者としてこのシステムで、検査が必要ですという通知が来て、うちで検査につながったのが調べたらこれまでに20件ございまして、こちらについては必要な方の検査につながったということで、人数はさほど多くはないのですが、感染拡大防止の一翼は担ったのかなというふうに感じているところでございます。

○高橋（龍）委員

20件あったということで、検査の総数からすると割合としては非常に小さかったのかなと思いますが、アップデート等が既にされたということですので、動きは注視していきたいと思います。

◎ジェンダー問題について

次に、項目を移させていただきます、ジェンダー問題についてお聞きしたいと思います。

まず、男女共同参画に関してですが、男女雇用機会均等法ができて久しいと言ってもいいほど時間がたっているのかと思いますが、いまだに男女平等とか男女共同参画というのは社会的課題として、この間ずっと議論されてきているのは、皆さん御存じのとおりであります、初めに、この話の前提条件とするためにも、本市における男女共同参画の考え方について御説明をいただきたいと思います。

どうすること、どうなることが男女共同参画であるのか。定義のようなことですが、こちらに関してはいかがでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

男女共同参画とは、社会的・文化的につくられた性差であるジェンダーにとらわれず、全ての人が性別に関わりなく個人の人権が尊重され、個性と能力を発揮できることが男女共同参画だと考えております。

○高橋（龍）委員

次に、男女共同参画課では、男女の性差と雇用についてどのようなことを取り組んでいるのでしょうか。

一般論としての男女の格差は正という点での向き合い方であるとか、お話しいただければと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

男女共同参画課で雇用について取り組んでいることとしては、第2次男女共同参画基本計画がありまして、それに基づいて、商業労政課と協力しまして男女雇用機会均等法の周知やワークライフバランス、休暇取得のための周知などを行っています。

また、本年10月には、ウイングベイ小樽、市役所渡り廊下、長崎屋において、男女共同参画課の事業ですが「グラフで見る小樽の女性と男性 小樽の現状は？」というテーマでパネル展を開催する予定です。その中で、男女別の雇用形態別構成や各分野における女性の社会参画などをパネルにして、市民の皆様に見ていただこうと思っております。

○高橋（龍）委員

次に、この委員会でお答えいただけるものか少し微妙なところかもしれませんが、業界として男女共同参画が進んでいるものと、立ち後れている分野、それぞれについてお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

どの業界ということでは、少しお答えが難しいのですが、毎年発表されるジェンダーギャップ指数でお答えさせていただければ、まず男女格差が少ない分野は、教育と健康分野です。格差が大きい分野は、経済と政治分野となっています。

○高橋（龍）委員

遅れている分野に対してですが、市としてどのような対策ができるのかという部分、あるいはしようとしているのか、具体例などもありましたら、こちらについても御教授いただきたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

遅れている分野への対策といたしましては、まず市政運営への女性の参画を促進するために、市の審議会等への女性登用率を上げていただくということで、審議会等を持っている担当課に女性委員の推薦について御配慮をいただくよう依頼文を発送しております。

また、市の管理職への登用と、女性職員の職域拡大ということで、先ほど申し上げました第2次男女共同参画基本計画で目標を定めておりまして、職員課と共に行動しているところでございます。

○高橋（龍）委員

次に、男女共同参画を進めるに当たっては、今、市役所の中でも、市の審議会に対して女性委員の積極採用、登用を行うというお話もありましたが、市役所庁内外の連携が必須であるというのは、こちら言うまでもないと思います。

関係各所との連携についてはどのようにされていますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

市役所内の連携については、先ほどから申し上げています第2次男女共同参画基本計画に基づき、三つの基本目標、八つの基本方向、23の施策により114の事業を各課と連携して行っております。

また、市役所外ということであれば、男女共同参画課で男女平等参画推進協議会と連携をいたしまして、市民を対象にした講演会などを行っております。

○高橋（龍）委員

ここまで、男女というふうにお話をしてきたのですが、昨今LGBT等、ジェンダー問題は社会的にいろいろと議論を呼んでいるところですが、トランスジェンダーの方々の共同参画については、どこの部署が行うのでしょうか。これも男女共同参画課でよろしいのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

現在のところ、男女共同参画課が担当になっております。

○高橋（龍）委員

昨今の風潮として、今申し上げたようにLGBT等に関しては少しずつ理解が進んできているということもあって、当事者の方も声を上げやすくなっているとは思いますが、そうした、上がってきた声の中から課題の抽出をして施策に反映していくことに関しては、本市としても担うべき役割はあるのだと考えています。

この点において、どのようなことを行っていくべきか、現状、描く展望についてお話しいただけますでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

当事者の方の直接の声というのは、まだそうは届いていないのですけれども、議会議論でもなっておりますとおり、課題の一つとしてパートナーシップ制度の導入の是非があると思っております。

パートナーシップ制度を導入した自治体でも反対意見があったり、市民の理解がまだ得られないなどの課題がありますので、市民の皆様のLGBTの理解が深まるように、周知活動にまずは努めていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

今お答えいただいたように、まさに多様性を認めるという社会を実現していくためにも、行政としては性差によって生きづらさであるとか、不利益を被ることのない制度設計が求められていると思います。極論、男女共同参画とかジェンダー、平等という言葉がなくなるほど、これが当たり前の認識となることが望ましいのだと考えています。

こちらに関して引き続き周知啓発に対しても、関係各位には御尽力をいただきますようお願いを申し上げて質問を終わらせていただきたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時23分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎就労継続支援施設B型について

まず、就労継続支援施設B型についてなのですけれども、代表質問でも年齢制限についてお聞きしたところでは、

見直しをしていただけるということでした。65歳以上で、新規で申請するということであっても受け付けるようにするという見直しをするということなのですけれども、具体的なスケジュールについてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室管我部主幹

就労継続支援B型の施設の年齢制限についての御質問でございましたけれども、現在年齢制限の見直しの手続を進めているところでございます。

市内の障害福祉サービスの相談支援事業所と、定期的に協議の場を設けてございますので、今月29日に開催が予定されております会議で事業所に説明を行いまして、理解が得られましたら速やかに取扱いを変更したいと考えてございます。

○丸山委員

相談をいただいた方に、この間の経緯を説明しておりまして、小樽市内でも年齢制限がなくなる、65歳以上だったら駄目ということが見直されるということであれば、大変うれしいということで御意見いただいておりますので、ぜひ見直しをよろしくお願いしたいと思います。

◎議案第24号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第24号についてなのですが、今回の条例の改正について問題にするものではないのですが、今回の改正に関係する事業に、地域型保育事業というのがあります。

この認可基準については、以前から保育の質に影響が出るのではないかと懸念をお伝えしてきたわけですが、認可基準等についての変更はないということでもいいのかどうか確認をさせてください。

○（こども未来）子育て支援課長

今回の改正は、保育所等の事業者が作成・保存を行うものですとか、保護者との手続の間に関係する書面を電磁的記録による対応も可能である旨というのを規定したものでございまして、御質問のあった配置基準、保育士資格者の配置ですとか、認可基準については関係ない改定となっております。

○丸山委員

◎保育所の新型コロナウイルス感染症対策の補助について

次に、保育所への新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の補助についてなのですが、市内の公立保育所、認可保育所、幼稚園等への感染予防にかかる補助金は、これまでも行われてきたのですが、いつ行われたかをお答えください。

○（こども未来）子育て支援課長

補助金につきましては、国や北海道の補助金を活用しまして、令和元年度から行っております。国の補助金は令和2年1月16日から令和3年3月31日までに感染対策に要した経費が対象で、道の補助金は令和2年度中に要した経費が対象となっております、補助金額につきましてはいずれも1施設当たり上限額が50万円となっております。

○丸山委員

その際には、どのようなものが補助金の対象となっていたのか、お答えください。

○（こども未来）子育て支援課長

対象ですが、例えばマスクや消毒液などの消耗品ですとか、空気清浄機などの備品の購入費やリース費用など、新型コロナウイルス感染症の予防と拡大防止を目的に要した経費が対象となっております。

○丸山委員

今御相談をいただいております、その方から聞いた情報では、例えば横浜市ではマスクや消毒液などの消耗品、アクリル板、空気清浄機などのほかに、新しい生活様式への対応のための機器購入費ということで、職員のリモート会議等のためにパソコンやモニター、ヘッドセットなどの購入も対象としているようなのです。小樽市ではこうした物の購入を対象としていたのでしょうか、お答えください。

○（こども未来）子育て支援課長

補助の目的が新型コロナウイルス感染症に対する体制を整えて感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくためというふうになっております。

したがって、感染対策を目的としたものであれば対象となりますので、御質問のあったものにつきましても含まれているものと解釈しております。

○丸山委員

それで、市内の保育所からの要望で、これまで保護者との連絡のために、コロナ禍前からだと思うのですが、LINEを使っていたということです。コロナ禍になってからやはり集まることがなかなかできない、その保護者たちとの会合などのときに、リモート会議をする場合には、保育所ではオンライン会議の環境が整っていないということでできないと。職員が自分のスマートフォンでZoom会議とかをやっていたという状況があったそうです。それでやってきたのだと思うのですが、新型コロナウイルス感染症の影響も少し長期化してきています。い

つまでもそういった状況を個人対応でしのぐわけにはいかないということで、この新型コロナウイルス感染症対策の補助金で保育園のリモート会議の環境を整備したいということなのです。

今のお答えですと、昨年度までに行われていた補助金でも、そういったパソコンだとか、タブレットだとか、そういったものの購入が可能だったということだったようなのですけれども、その辺りの周知はどのようにされていたのでしょうか、お答えください。

○（こども未来）子育て支援課長

対象経費の周知につきましては感染対策に係る経費で、例えば消耗品費や備品購入費、役務費といった品目の形で対象となる経費をお伝えしていたところです。具体的なものを例示して、これであれば対象になりますといった形では周知しておりません。基本的に感染対策に資するものであれば対象となりますので、補助金の用途は施設に何に使うかはお任せしているところでした。

ただし、お話のあったリモート環境のためにも使えるというような、詳しいところまで説明はしておりませんでしたので、改めて補助金の対象となる事例を周知して、施設からの相談がございましたら、丁寧に対応していきたいと考えております。

○丸山委員

確認なのですが、昨年度まで行われた補助金の中で、リモート会議をやりたいので、そのための機器を購入したいのですがというような相談も、特になかったということなのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

確認しましたが、そういったものを購入している事例もございませんでしたし、相談もなかったというふうに聞いております。

○丸山委員

それで、今年度もこういった感染予防のための同様の補助金はあるのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

今年度も同様の目的の補助金を市で予算計上はしております。

○丸山委員

それと、その要望に合わせて、子供が密集することを防ぐためのおもちゃや絵本の購入も対象としてほしいという御意見もいただいています。絵本だったりすると大型の絵本で、子供たちが保育士のところに寄ってこなくても、みんなが楽しめるようなそういうものなのかと思うのですけれども、ただおもちゃだったら駄目とかということではなく、検討していただけるのかどうか、お答えください。

○（こども未来）子育て支援課長

単純に例えば壊れたからですとか、新しいものが欲しいとか、必要だからといった理由では対象とはなりませんけれども、例えば布製の縫いぐるみですとか、そういったものはなかなか消毒ができないというところで、代わりに消毒できる素材のおもちゃを購入するですとか、あと、本につきましても、密集を防いで読み聞かせするには、例えば同じ本であっても複数必要であるとか、先ほどおっしゃられた大型の絵本も同様になりますけれども、絵本とかおもちゃであっても、感染の予防と拡大防止対策に資する内容であれば対象となります。

○丸山委員

それで、昨年度までの補助金の事業の中では、やはり直接的にこの感染症を予防するための消耗品というところに発想が限定されてしまったというのは、市でもあったのだろうし、現場でもあったから今こういった要望が私たちのところに伝わってきたのだと思っています。

現場の声を聞いてほしいということとともに、周知も工夫していただきたいと思うのですけれども、最後にお答えをお願いします。

○（こども未来）子育て支援課長

周知の仕方ですが、先ほども御答弁させていただきましたとおり、単純にこういう経費、何々費であればいいですよという形でしかしておりませんでしたので、今後、具体的事例を示して、メールになるか文書になるかはあれなのですが、各施設に対してこういうものでも対象になりますので、考えた上で何かあれば御相談してくださいということで、改めて周知したいと思います。

○丸山委員

よろしくお願いいたします。

◎洋上風力発電について

次に、洋上風力についてお聞きをします。

9月14日の新聞報道によると、国が洋上風力を優先的に整備する促進区域指定に向けて、受入れ準備が進んでいる10区域を発表したと。その中に石狩市沖が含まれている。以前の新聞報道では、石狩市が北海道に情報提供をした海域が示されていた記事がありました。それによると、石狩湾新港沖も含まれているのです。小樽市内では洋上であれば陸上であれば、巨大な風力発電を建設することに懸念を感じて、声を上げている市民は少なくないと思います。石狩湾新港沖の海域について、巨大風力発電の建設を検討する区域として示されることについても、大きな懸念を持っているのです。

石狩市が北海道に情報提供をしたということなのですが、小樽市の域内にある石狩湾新港沖、この海域まで含めた理由について、小樽市からは石狩市に何か聞いているのか、説明を求めているのか、何か聞いているということであれば、その内容をお答えいただきたいと思います。

○（生活環境）環境課長

今年の3月3日になりますが、こちらの石狩市の情報提供につきましては、我々は、北海道新聞の地方版の記事で確認したところです。

内容としましては、石狩湾新港の港湾区域の沖、その外側です、それとそこからの小樽市側につきまして、石狩市が情報提供をしたということを知りました。そのエリアは、小樽市域の前浜ということにもなりまして、これは事前に小樽市に相談することなく、石狩市の判断のみで情報提供されたものでございます。

このエリアにつきましては、石狩市の単独の漁業権のエリアについて情報提供したということを知っております。

そこで小樽市としましては、令和2年度につきまして、洋上風力の促進区域につきましては、情報提供しないというふうに回答しております。ですので、石狩市と北海道へ小樽市の前浜、これをエリアから外すように申入れをしまして、北海道で最終的な取りまとめを行いますので、北海道に最終確認をしましたら、北海道では小樽市の前浜のエリアは情報提供から外したというふうに聞いてございます。

○丸山委員

そうすると、この新聞の記事によれば、石狩湾新港沖の海域については情報提供されたというふうになっているけれども、石狩市それから道とお話をした中では、ここは外すということを確認しているということでもいいですか。

○（生活環境）環境課長

北海道とのお話の中で、その港湾区域のところから小樽市側につきましては、情報提供の区域から外しているというのは聞いております。

○丸山委員

石狩市沖の海域が、今回、促進区域指定に向けて準備が進んでいるという報道だったのですが、現在は準備区域に選定されているということでよろしいですか。

○（生活環境）環境課長

今年9月13日になりますが、経済産業省と国土交通省の同時発表になりますが、北海道の石狩市沖につきまして

は、一定の準備段階に進んでいる区域に整理したということで発表がございました。

○丸山委員

その後、正式に促進区域に決定されるまでは、今後どのような手続が踏まれていくのか、お答えください。

○（生活環境）環境課長

一定準備段階に進んでいる区域に整理されましたエリアにつきましては、今後利害関係者の特定、それから、そういった関係者間の調整、それから系統の確保につきまして一定程度見通しがついた段階、条件が整った場合につきまして、今後次の段階の有望な区域に整理されることになっております。

有望な区域に整理されましたら次の段階としまして、経済産業省と国土交通省、北海道になりますが協議会というものを設置しまして、こちらの協議会において利害関係者を含めて促進区域についての合意が得られましたら、一定の手続を得た後に促進区域に指定されるというふうに段階を追って指定される形になってございます。

○丸山委員

今、利害関係者との協議というふうに説明されたのですけれども、石狩湾新港沖の海域が外れるとしても、石狩市はお隣のわけです。巨大な風力発電がその海域には立つとすれば、小樽市に影響がないことは、ないと思うのです。影響は当然あると思うのです。

この協議に参加する利害関係者に小樽市は入りますか。

○（生活環境）環境課長

先ほども申しましたとおり、小樽市の前浜につきましては、エリアから外しているというふうに北海道から聞いてございますので、この場合は、小樽市は協議会のメンバーには入らないものと考えてございます。

○丸山委員

協議会の委員には入らないにしても、やはり、繰り返し申し上げますが、巨大風力発電が石狩市沖に建てられるということであれば、エリアにもよりますけれども、その影響は小樽市にも及ぶと思います。建設に向かって協議が進んでいく中で、小樽市として意見を述べる機会はないのでしょうか。お答えいただけますか。

○（生活環境）環境課長

促進区域の指定のプロセスの中におきましては、小樽市で意見を言う機会はないというふうに考えてございますが、並行しまして、環境影響評価の手続が行われることになります。その中では、当然、小樽市の意見を述べることができるというふうに考えてございます。

○丸山委員

促進区域指定に重点を置いて質問をしたので、ただ、それとはまた別に環境影響評価、事業者がやるものについては、当然、市として意見が言える機会も保障されています。住民の方もまた10月にも講演会といいますか、開く予定にもなっておりまして、高い関心を持っている、大きな懸念を抱いているということなので、ぜひ市民の声も踏まえて、意見を述べていただきたいと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

こちらの地区の、まずかなり先にはなるかとは思いますが、当然今までも多くの住民からいただいた意見は、できる限り反映させるという考えで今までも意見を申してございます。こちらについても、同じように考えてございます。

○丸山委員

よろしくお願いいたします。

◎生活保護について

次に、生活保護の級地、生活保護についてお聞きするのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で私も生活保護の御相談を受けることもありまして、この役割については重大だと改めて思います。

ところが、生活保護制度の大きな柱である生活扶助基準額の引下げが狙われているのではないかと心配しております。生活保護については、地域の生活様式や物価の差によって六つの級地に区分されていると。どのように分かっているのか説明をしてください。

○（福祉保険）生活支援第2課長

まず、生活保護の級地制度につきましては、生活保護法第8条第2項に基づき地域における生活様式や物価差による生活水準の差が見られる実態を踏まえ、最低限度の生活を保障する観点から生活保護基準に地域差が設けられております。

現行の級地は、1級地－1から3級地－2までの6区分設定されており、級地の高い順に生活保護基準額が高く設定されております。

○丸山委員

六つの区分のうち、小樽市は何に当たりますか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

小樽市は2級地－1に該当いたします。

○丸山委員

確認です。2級地－1と2級地－2があるのですけれども、2級地－2よりも2級地－1のほうが高いということによろしいですか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

委員のおっしゃるとおり2級地－1のほうが、2級地－2よりも基準は高くなっております。

○丸山委員

あと、生活保護費の自治体負担もあると思うのですけれども、負担割合はどうなっているのでしょうか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

国と地方の負担割合につきましては、国が4分の3、地方である小樽市が4分の1となっております。

○丸山委員

それで、厚生労働省が6月、2023年度の生活保護基準の見直しに向けて議論している。社会保障審議会の部会に級地の枝番を廃止して3区分にする案を提示していると。仮に、それぞれの級地ごと、1級地、2級地、3級地とありますが、枝番1と2の中間地が基準額になるような見直しをされるとすれば、小樽市の生活保護費にはどんな影響が出ると考えられますか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会から令和3年9月21日に分析結果のまとめが公表され、その中では6区分から3区分にするとの結論づけがされておられませんので、具体的な見直し内容が現時点では確認できないため、一概に申し上げることは難しいところではあります。

仮に枝番が廃止されて、中間地が基準となると仮定した場合には、世帯構成により異なりますが、3人世帯までは影響がなく、4人世帯以上の生活保護基準額が減額となる可能性がございます。

○丸山委員

いろいろ聞くと、まだなかなか具体的なモデルというか、形はまだ見えてきていないということはお聞きしております。ただ、これまでも生活保護は少しずつ切り下げられてきていて、裁判で闘っている方たちもいらっしゃる。そうでなくとも、今の時点でも生活保護の方々の生活はなかなか厳しい。特に、冬季になると今年の灯油の価格はどうだろうみたいな話題が出されまして、本当に厳しいということを感じているわけなのです。

もし、見直しによって、小樽市で生活保護を受けている方々の保護費が下げられることになれば、当然その方たちの生活は厳しくなると思います。さらに、それにとどまらず、国の負担割合が4分の3ですから、小樽市内の経

済にも影響が及ぶと私は考えるのですけれども、その辺りのお考えを聞かせていただけますか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

経済につきましては、この厚生常任委員会ではなかなか説明することは難しいのですけれども、生活保護基準が引下げとなる場合には、他の制度には影響が出ると考えられます。

○丸山委員

今おっしゃっていただいたとおり、生活保護基準が下げられると、ほかの制度にも影響が及ぶということです。それについては、例えば就学援助などもそうですけれども、下がらないように各自治体が独自で手当てをしているというような状況もあるわけで、本当に生活保護が下げられるということについては、いろいろなところに厳しい影響が出るということで、この級地の見直しですが、小樽市として全国市長会などを通じて、反対の声を上げるべきだと思うのですけれども、その辺りはどのように考えますか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

今回の級地区分の見直しは、地域による生活水準の実態が現行の級地区分を見直した昭和62年当時から変化しており、自治体からも地域の実情に則したものにしよう見直しを求める要望が出されているとも伺っておりますので、適正な見直しが行われるよう推移を注視してまいります。

また、今後は厚生労働省の検証結果を踏まえた級地制度見直しの検討作業において、自治体等と調整が行われる見込みであることから、現時点では意見を申し上げる考えはございません。

○丸山委員

現時点で意見を申し上げる考えはないということでしたけれども、もし切り下げられることになれば、やはり大きな影響が個人の生活だけではなく、小樽市にもあると思います。小樽市内で生活をしている受給者ではない市民にも影響が及ぶと思っております。

適正な見直しというふうに今説明されましたけれども、そもそも厳しい生活実態があるということなので、私も当事者の方とも意見を交換しながら注視していきたいと思っております。

◎新型コロナウイルス感染症に係る行動制限緩和実験について

次に、新型コロナウイルス感染症の関係で行動制限緩和の実証実験について少しお聞きしておきたいのですけれども、代表質問でもワクチン・検査パッケージという言葉を出しまして、その考え方について聞いております。ワクチンを2回接種済み、または検査で陰性証明済みでお店でポイントをつけるとか、おまけのサービスを受けるといったのがワクチン・検査パッケージの活用というふうに説明されていたわけですが、ただ、ワクチンを打てない方、あるいは打たない方、こういった方に不利益があつてはいけなと。代表質問では、慎重に検討されるべきだと市長も答弁しておりましたが、その後9月18日の新聞報道で来月からの行動制限緩和の実証実験、声がかかれば参加を検討していくという報道の内容だったわけです。

改めて、ここは厚生常任委員会なので、感染拡大防止の観点から何回も言って申し訳ないけれども、確認しておきたいと思っております。ワクチン2回接種や、検査の陰性証明を持つ人を想定している事業なのですけれども、これはワクチン接種を促進する目的であると捉えているのかどうか、お答えいただけますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

こちらの事業につきましては、ワクチン接種を進めるということであって、大きな狙いとしては国民の皆さんができるだけ行動制限がないような社会生活を感染対策を取りながら、可能な限りの制約のない日常生活に徐々に戻していくための一つの方法ということで今後検討が必要だということが言われておりまして、ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのかということで、こちらは9月3日の新型コロナウイルス感染症対策分科会でそのようなことがお示しされております。

ですから、ワクチン接種を進めるということも一つあるかもしれませんが、大きな目的としては、そのよ

うな可能な限り制約のない日常生活に徐々に戻していくために、感染対策を講じながらなのですが、その一つの方法としてワクチンと検査を組み合わせるということで、そういう活用が提案されたということになっております。

○丸山委員

制約をなるべく少なくして、感染対策をしながら日常生活を取り戻していくことが大きな目的というふうにありますけれども、それをするためにはやはり感染を抑えなければ、これが一番やらなければいけないことだと思っていて、その一環としてワクチン接種もあるのだと理解するのです。そのワクチンの感染予防の効果は、どのように考えたらいいですか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ワクチンの感染予防につきましては、国は発症予防というところであるとおっしゃっていますが、感染ということについては、まだまだ国は明らかにしておりませんので、引き続き集積される様々なデータを見ていく必要があるということになっております。

○丸山委員

ワクチンを２回接種後、抗体がつくと説明されているのですけれども、その効果についてどのように考えたらいいですか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ワクチンを２回接種後の２週間後から抗体がつくということになっておりますけれども、その抗体がどの程度持続するかは、まだまだ明らかに国が言っているものは実はなく、接種後２週間を経て、徐々に低下していくというようなことが言われております。

ただ、ブースター接種のことを考えますと、国は先日のウェブ説明会では２回接種をした後、８か月以降の方から、ブースター接種をしますというようなことを説明会で話されておりましたので、各国の状況などを見て、そのように決められたと思います。だから、どの程度抗体が下がるかというところまでの説明は、その説明会ではございませんでしたので、はっきりしたことは分かりません。

○丸山委員

抗体については、私もテレビだとか新聞報道だとかで見る限りですけれども、かなり個人差があると、時間とともに何か月後かは分かりませんけれども、その効果は薄れていくのだと、だからこそブースター接種と言われているのだと理解するわけです。

ワクチンを２回接種したとしても、感染予防対策はしなければいけないと思うのですけれども、その辺りの考え方をお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

ワクチン接種後の予防なのですけれども、ワクチンの予防効果というところがまだ明らかになっていないので、接種した後につきましてもマスクの着用だとか、また手指消毒だとか、これまでやっている３密の回避であるとかという基本的な感染対策は引き続き必要というふうに考えております。

○丸山委員

そうすると、やはりワクチン接種をしたということで、感染予防対策を緩めるわけにはいかないと理解いたしました。

それで、ワクチンを打てない方もいらっしゃるのです。打たない方もいらっしゃる。そういった方には陰性証明で同じ待遇といたしますか、対応をしましょうということですが、この陰性証明をもらうためにはＰＣＲ検査を受けなければいけないのです。

それで、今、このＰＣＲ検査にお金がかかります。この個人負担を無料にする考えはあるのですか。

○（保健所）健康増進課長

陰性証明についてなのですが、現行PCR検査を症状がなくて自費でやられている方もいらっしゃるのですが、ただ、今御質問のあったワクチンと検査のパッケージということでのその陰性証明の扱いについては、国もこれから議論といいますか、どういうふうにやるのかというところを詰めていくことになっていまして、今まだ具体的にこのやり方というのでしょうか、どこがどのぐらいの費用でというのも示されておりませんので、今の段階で無料にするとか、どうするかということはお答えできないということでございます。

○丸山委員

そういうことだと、ワクチン・検査パッケージ、ワクチンパスポートに代わる陰性証明を頂きたいということであれば、PCR検査は無料になる可能性もあるということですか。

○（保健所）健康増進課長

そういうふうには特に示されていないくて、本当に現段階では何もこちらに通知がないので、詳しいことはお伝えできません。

○丸山委員

確認したのは、ワクチンを2回接種されたとしても、やはり感染予防はこのまま同じレベルで続けていかなければいけないということですから、やはりこのワクチン接種済証、接種証明書、いろいろな言葉がありますが、これを日常生活を取り戻していくための方策として活用していくことについては、大きな懸念を持っているのですが、その辺りの見解、何かお考えをお聞きすることができますか。

○（保健所）次長

ただいまも御答弁させてもらいましたが、この内容について詳しい内容がまだ何も示されていない状況であります。そういった中でどういったことが考えられるかというのなかなか難しいところなので。

あと一方で、このワクチン・検査パッケージ、こういった方針について、やはり国で示される施策だというふうに考えておりますので、市町村単位でどうしていくという判断はなかなか難しいところなのかと思います。いずれにしても、国の方針が出て、その内容をきちんと見極めていきたいというふうには思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

それでは、報告を聞いて、何点かそれぞれの報告の内容で確認をさせていただきたいと思います。

◎新型コロナウイルスワクチン接種について

先ほどワクチンパスポートのお話がありました。ほかの委員からも質問がありましたけれども、何点かだけ質問をさせていただきます。

9月27日から海外だけではなく、一般に緩和するというようなお話でしたけれども、この申請の条件は、何かもう来ていますでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

先ほどの説明が不十分でした、申し訳ございません。

こちらは、これまでは海外に行かれる、その国でワクチン接種証明書、ワクチンパスポートを持っていると、いろいろなことが緩和されるという国に限定されておりましたけれども、そうではなくて海外に行かれる方について、どこの国でも海外渡航であれば、接種証明書、ワクチンパスポートをお作りしますということございまして、国内ということではないです。

ですから、パスポートを持っている方ということで、やはり海外に行かれる方についてのワクチン接種証明書、ワクチンパスポートの交付ということになります。

○高橋（克幸）委員

分かりました。私の勘違いです。あくまでも海外ということですね。

次に、報告があった12歳から15歳までの子供たちに優先的に配分をするという説明がありましたけれども、少し分かりづらいので、もう少し具体的に説明をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

こちらは、医師会と話をいたしましたして、12歳から15歳の子供につきましては、小児科または小児科と内科ですとか小児科の標榜がある市内10か所の医療機関で委託を受けると、接種をしていただけることになりまして、そちらの医療機関につきましては、もともと大人の接種の委託を受けていただいていたところもありますけれども、そのワクチンの配分につきましては予約に応じての配分を今させていただいています。

その中で、子供の予約がなかなか取れないといった場合は、10か所の医療機関に限定されているものですから、それぞれの医療機関に御連絡してありまして、子供のワクチン接種をする場合、またその子供と御家族の接種をする場合は、優先的にワクチン配分を多くしますので、御要望を上げてくださいますようお願いしております。それに基づいて12歳から15歳の方の接種を進めているところでございます。

○高橋（克幸）委員

今のお話ですと、医師会で決められた10か所の病院に優先的にというふうに捉えていいですか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ただいま委員のおっしゃったとおりでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、少し問合せもあつて確認したかったのですが、12歳から15歳ですから、たしか親の同意がないと接種できないと認識しておりましたが、親もしくは家族からの相談・要望は、保健所にもあるのでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

子供がどこで受けられるのかというようなお電話ですとか、あと、予約がなかなか取れないというお電話もいただいておりますので、そういうときは接種できる医療機関を御紹介しまして、できるだけ予約が取れるように努めているところでございますが、数としては実はそんなに多くはなく、10件もないと思います。

○高橋（克幸）委員

それで、先ほども報告がありました。11月末までに12歳から15歳までの子供の接種率80%を目指すという報告がありましたけれども、これについて見通しとしては保健所はどのように考えておりますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

説明が悪くて申し訳ございません。

この接種率は、全市民です。12歳以上の全市民の接種率を80%を目指したいということで、こちらは国もそのようにいって、ワクチンの配分をしていただいておりますので、それに向けて取組をしていきたいというふうに考えています。

○高橋（克幸）委員

「6 今後の予定」で、12歳から、12歳になる方という、この列記の仕方が当然そういうふうに読むのだろうと私は解釈して読んだものですから、できれば全体とかというふうに括弧書きしていただくほうが親切だと思います。

○小樽市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について

それでは、質問を変えまして、新型コロナウイルス感染症の報告が先ほどありました。

それでクラスターの発生状況がありましたけれども、最近では大きく拡大することがないように見受けられるの

ですが、これについてはどのような見解をお持ちか、お答えいただきたいと思います。

○（保健所）次長

クラスターに関する御質問でございますが、件数自体も減ってきている。それと、集団感染が起きた場合の広がりもそれほど大きく広がることはない状況が続いているということで、一つ言えることは、ワクチン接種が進んで、高齢者の中での感染の広がりが抑えられているのではないかとということもございます。あとは感染者が出た場合に、できるだけ広い範囲で検査をする対応も取っておりますので、ある程度早い段階で対応ができています結果でもあるかというふうには思っています。

○高橋（克幸）委員

次に、コロナ病床の確保についてです。

先ほどの報告で病床数は100床ということでありました。当初は、たしか小樽市立病院の4床から始まっているかと思いますが、いろいろな感染の状況で拡大をしてきたと思います。これまでの動向を簡単に整理していただきたいと思いますが、少なかったときには入院ができずにあふれて、札幌へ行かれた方もいらっしゃったということでしたけれども、現在は本当に空いている状況だと伺っていましたので、その辺のこれまでの経緯・動向について簡単に説明をお願いします。

○（保健所）次長

病床の状況でございますけれども、今、委員からもお話ありましたとおり、昨年末から今年の初めにかけて1月が最大の感染者数になりますが、この時期にはまだこれほどの病床を確保できておりませんでしたので、札幌市にお願いをして、市内だけでは足りなかったという状況が続いておりました。その後、保健所からも医師会と各医療機関に病床の確保をお願いをしております、結果的に最大値ですけれども、100床まで確保できる状況になっているという状況です。

先ほどの報告の中では21日現在で11%でしたけれども、またこれから動いております、今日現在で行けば6%まで落ちています。

ただ、もう一つ感染の拡大があった5月末の辺りにはやはり65%近くまで病床が使われていたという状況もありますので、感染の拡大状況によって大きくこの使用率は変わってきているという状況にあります。

○高橋（克幸）委員

それで、入院患者の治療に関連して少し確認したいのですが、これまでもマスコミで取り上げられました抗体カクテル療法です、小樽もやられていると伺いました。それで、この抗体カクテル療法の対象者と条件は、どのようになっているのか、お知らせください。

○（保健所）次長

抗体カクテル療法の適用となる患者ですけれども条件がございまして、まずは新型コロナウイルス感染症の重症化につながるリスク因子があることということで、例えば糖尿病ですとか肥満、高血圧等のリスクがある方であって、その時点では酸素投与を必要としない軽症であること。それと発症から7日以内であること。こういった条件を満たす患者に対して、担当する医師が判断の上、治療を行うということになっております。

○高橋（克幸）委員

それで、小樽市内では対応されている病院は幾つありますか。

○（保健所）次長

全体の患者の受入れ医療機関ということで、数は公表しておりませんので、数は申し上げられませんが、患者を受け入れている病院全てで抗体カクテル療法については実施されているというふうに聞いております。

○高橋（克幸）委員

もし数を取っていたら確認したいのですが、これまで行われた実施数です。どのぐらいの方が行われたのかは分

かりますか。

○（保健所）次長

まず受入れ病院であります小樽市立病院でございますけれども、市立病院では8月12日からこの療法を取り入れておりまして、現在までに17例あると聞いております。他の医療機関全て実施をしておりますけれども、治療を行った件数については把握しておりません。

○高橋（克幸）委員

結構効果があるというふうに伺っていましたが、今は入院患者の方だけだということで、ただ東京都だとか本州では通院も認めているというところもあるようですが、今後の考え方として小樽市としてはどうなのでしょう。

○保健所長

この抗体カクテル療法を当市においてどのように行っていくかという御質問でございますけれども、当市におきましては、ただいま次長からも御答弁いたしましたように、今病床の使用率が非常に低い状況にもなっておりますので、このような状況が続く間は、当面入院でこの治療を行っていくと。入院治療の必要があまりない場合には、短期入院ということで、その後、自宅あるいはホテル等に移っていただくということで考えております。

○高橋（克幸）委員

それで、先ほどのコロナ病床に戻りますけれども、今日、厚生労働大臣が記者会見をやられたようで、共同通信社の内容が入ってきましたが、低い数値がこのまま続けば、9月30日で緊急事態宣言は解除できるのではないかと、要は10月から多くの地域で解除できるのではないかとという見通しを示されました。ただ、専門家は、これを解除する、また緩む、患者が多くなる、冬に向けて第6波が来るであろうという想定でやはり臨むべきだというお話がありましたけれども、そうすると今確保しているこのコロナ病床の100床については、今後もまたずっと確保し続けていくのかどうか、その考え方を示していただきたいと思います。

○（保健所）次長

確保する病床数につきましては、北海道で設定をしております。3段階に分かれていて、フェーズ1、フェーズ2、フェーズ3という呼ばれ方をしています。現在100床というのが、フェーズ3になりますけれども、感染の状況によって北海道でこのフェーズを上げたり下げたりいうことをこれまでしております。

今後その現状でいきますと、感染者数が減ってきておりますので、いずれかの時点でこのフェーズが3から2に下りて、確保しなければならない病床数が減るという状況も出てくるかというふうに思います。まだ時期はいつというふうには示されておられませんけれども、この感染者数が少ない状況が続けば、フェーズは下がっていくだろうと。ただ、また感染が拡大していったら、患者が増えてくると、フェーズ3、最大値の100床を確保していく状況になっていくというふうには考えております。

○高橋（克幸）委員

◎小樽市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保健事業における実証事業への参加について

次に、先ほど国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保健事業における実証事業への参加についての説明がありました。

なかなか難しい内容でしたので、若干また説明をしていただきたいと思いますけれども「①糖尿病性腎症重症化予防プログラムの効果検証事業」について簡単に結構です。どういう内容なのかを分かりやすく説明していただきたいと思います。

○（福祉保険）橋本主幹

糖尿病性腎症重症化予防プログラムの効果検証事業ですけれども、まず未受診者とか、治療中断者に対して事務局である岐阜大学がまず受診勧奨文書を通知します。さらに委託業者より電話による勧奨を追加で行った場合に効

果が見られるかどうか。電話をする市町村が小樽市、参加している市が資料にありますように26市となっており、これは明らかにはされていないのですが、恐らくその半分くらいが電話勧奨をするところだと思います。電話勧奨の効果があるかどうかという部分を検証するものです。

この事業に関しては、これまで市で実施していた内容ではありますが、その内容の一部を実証事業として今年度は国が実施、支援をしてくれるという内容になっております。

○高橋（克幸）委員

今回、一般質問で糖尿病の重症化予防のプログラムの質問をしましたので、若干、理解しているつもりですが、もう少し確認をさせてほしいと思います。

なぜ小樽市が選ばれたのかということですが、この説明によりますと道内唯一の介入郡としての候補だということなのですが、これをもう少し分かりやすく説明してください。

○（福祉保険）橋本主幹

道内唯一ということなのですが、実はこの市町村の公表はされていないのですが、私たちのところには、こういう市が参加しているという部分では聞いております。

小樽市においては、糖尿病性腎症重症化予防事業を令和元年度から開始しております。未受診者対策や保健指導等を実施しておりまして、そういう事業の実績とか、人口の規模による選定があったのかと思いますけれども、こちらは北海道国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連に声をかけていただいて、参加いかがですかということで手挙げをさせていただいたものです。

○高橋（克幸）委員

その声をかけた中で選ばれたということなのですね。

あと、数字の確認ですが、対象人数が402名という非常に細かい数字になっておりますが、これはいつ時点での数字なのか、どのようにして出された数字なのか、お聞かせください。

○（福祉保険）橋本主幹

対象人数につきましては、令和3年度に抽出し把握しております。

未治療者につきましては、2年度の特定健診を受診した結果、血糖値が基準値以上だった方の中から、その後、医療機関を受診していない方を未治療者としています。

治療中断者につきましては、平成29年度から令和2年度に健診を受けた結果、同じように医療機関にかかっていない方、または医療機関のレセプトを確認した上で、一度、糖尿病ということで治療歴がある方に対して、その後、中断して、しばらく医療機関に糖尿病という病名でかかっていない方を抽出して、合わせて402名になっております。

○高橋（克幸）委員

要は国保から確認された人数ということでいいのでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、現在の取組状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）橋本主幹

この事業に関しましては、まず対象者の抽出後7月26日に勧奨通知を送付しております。その後電話がけ1回目を8月2日から開始しておりまして9月30日までの予定で1回目のお電話をして、勧奨・保健指導をしているというところになります。

この後、2回目のお電話が10月2日から11月30日というふうにスケジュールが立っております。それ以降につきましては、その内容を踏まえて効果の検証を行っていくことになっております。

○高橋（克幸）委員

これまでも市では行ってきた内容ですが、この実証事業に参加するメリットはどういうものがあるのか、

お聞かせください。

○（福祉保険）橋本主幹

小樽市においては、令和元年度から開始しておりまして、これまであまり糖尿病のエビデンスの蓄積がないものですから、こちらの蓄積で、分析結果による今後の事業の方向性を検討したりとか、あとは、今回の実証事業にもし効果があるとすれば、その効果についてノウハウをいただくなどして、今後の保健事業に生かしていけるというメリットがあります。

○高橋（克幸）委員

次に「②特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業」ですけれども、これで確認したいのが、心血管病発症リスクが高いと予測された対象者とありますけれども、これはどのように抽出しているのでしょうか。

○（福祉保険）橋本主幹

この事業なのですけれども、特定健診を受けた上で特定保健指導になる方、つまり特定保健指導のデータから少し生活習慣を改善したほうがいいよという方の中から、こちらにはまだ詳しい部分は伝えられていないのですが、これは京都大学開発のアルゴリズムを使っているようだけれども、血圧値とか血中脂質などを組み合わせて、組合せによってハイリスクの基準を決定しているというふうに聞いております。

ちなみに、心血管病は、循環器系の例えば心不全とか心筋梗塞などは生活習慣病である高血圧とか脂質異常などを放置することによって起こる可能性が高くなる疾患なので、特定健診の保健指導対象者になった方から、それよりももっとハイリスク者を抽出するということになっております。

○高橋（克幸）委員

もう一つ分からないのは、説明の中でナッジ理論を活用したというふうにあります。私の一般質問の答弁でもこのナッジ理論が出てきたのですけれども、これはどういう理論なのか、どういうふうに活用されるのか、説明してください。

○（福祉保険）橋本主幹

ナッジ理論といいますのは、肘で軽く突くような小さなアプローチ、少しだけ後押しをするというようなことで、例えば皆さんが自分自身によってよりよい選択を強制されるのではなくて、ちょっとした後押しで自発的に取れるように手助けする手法のことをいうのですけれども、例えば本市においては特定健康診査の未受診者に対して通知をする際に、例えば多数派の行動に合わせて動くとか、無意識のうちに周囲と同じ行動を取るとかというのが、人間の行動のくせであるのですけれども、そこを利用して健診受診者のこんなにたくさんが毎年受診しています、8割、9割が毎年受診していますよというようなメッセージを送ったりすると、それにつられて皆さん「あ、そうか。自分も受けなければ」という意識になる、いろいろな理論があるのですけれども、そのような少しだけ突いてあげるといような手法のことをいいます。

○高橋（克幸）委員

それで、この事業についての現在の取組状況をお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）橋本主幹

現状ですけれども、特定健診自体がまず5月から開始になっております。その後、特定保健指導の対象者を抽出できるのが、結果が出ましてからいろいろ処理をした上で、国保連から通知がありますのが7月以降になっております。7月の時点で特定保健指導の利用券を発送し、利用のない方に対して利用の再勧奨を8月に行います。その後、9月まで待ってみて、利用のなかった方へ今度はこの事業として利用勧奨を開始するということになっておりますので、現在対象者の抽出を実施する段階になっております。

なので、一番早くても9月からいろいろなこの実証事業に関しては動いていくことになると思います。

○高橋（克幸）委員

先ほども①で聞きましたけれども、この②の特定健診・保健指導の実証事業で、小樽市のメリットがあれば聞かせたいと思います。

○（福祉保険）橋本主幹

糖尿病のものと同じように、きちんとした理論に基づいて今後事業を行っていくために、まずデータを蓄積するというものがあると思うのですが、あとは今回どのような基準でこのハイリスク者を選出したのか、この辺りについてもこれで今後の医療費とか、あるいはその方の健康状態の改善とか、そういうものを見た上で、もし効果があるというのであれば、そこの部分を中心に私たちが事業を行っていく上でこういう値の人とか、こういう組合せの方に対して保健事業を行っていくのがいいというものの根拠になるかというふうに考えておりますので、その辺りの分析結果を待ちたいと思っています。

○高橋（克幸）委員

◎第3次小樽市温暖化対策推進実行計画について

それでは、小樽市温暖化対策推進実行計画について何点かお聞きしたいと思います。

以前出したその計画は、第3次ですけれども、まず対象の期間をお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

第3次小樽市温暖化対策推進実行計画の計画期間でございますが、平成24年度、西暦で言いますと2012年度から令和3年度、西暦で言いますと2021年度の10年間となっております。

○高橋（克幸）委員

対象の温室効果ガスはどのようなものかお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

小樽市温暖化対策推進実行計画で対象としております温室効果ガスにつきましては四つございまして、一つは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、それとハイドロフルオロカーボンの4種類でございます。

○高橋（克幸）委員

この4種類は、もう国から指定されているという内容でしょうか。

○（生活環境）環境課長

国で指定してございまして、国ではまだほかにも3種類ほど指定がございます。ただ、ほかの種類のものにつきましては、小樽市での事務事業では排出の実績がございませんのでそこを外してございまして、排出の実績のある4種類を対象としてございます。

○高橋（克幸）委員

それで、中身を知りたかったのですが、この4種類の温室効果ガスの比率です。どの内容が一番多いのかが非常に気になっていましたので、この4種類の比率が分かっていたらお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

令和2年度の実績になりますが、二酸化炭素が約99%、メタンが約1%という実績でございます。一酸化二窒素については、令和2年度につきましては実績がございません。あとハイドロフルオロカーボンにつきましては、本当に少ない数値で0.00数%というものでございます。ですので、二酸化炭素が約99%、メタンが約1%でございます。

○高橋（克幸）委員

二酸化炭素をどう削減するかが、この計画の肝だということですね。

それで、この計画の削減目標についてお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

第3次実行計画の削減目標でございますが、市の事務事業に対する温室効果ガス排出量が、令和3年度までに平成23年度比で10%以上削減するという削減目標となっております。

○高橋（克幸）委員

具体的な数字で表現できますか。

○（生活環境）環境課長

令和3年度につきましては、まだ進行中でございますが、2年度までの実績になりますが、温室効果ガス総排出量、平成23年度の基準年度につきましては3万4,290トンでございます。それに対しまして、令和2年度は2万8,882トン、増減量で言いますと5,408トンの減となりまして、増減率では15.8%の削減。10%以上の削減目標で、現在ではよほど大きな要素がない限り、3年度は実行できる見込みと見ております。

○高橋（克幸）委員

先ほど計画期間を聞きましたけれども、最終年度は今年度なのです、2021年度。残りあと半年ぐらいでしょうから、まずこの目標は達成できるだろうなと思っています。

この実行計画の中に、これまでの第1次、第2次の総括が載っているわけです。私ずっと読ませていただきましたけれども、結構頑張っているのだなという私の評価でして、それなりに数字を上げてきているのだなと思っていました。

現状で15.8%、目標よりもぐっと高い数字でしたけれども、この現状の数字に対してはどのように評価をしているのかをお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

現状の数値につきましては、基準年度に比較しまして、目標値の10%以上削減を上回っておりますので、このままいけばと思っておりますが、これまで職員一人一人の取組を徹底してきたほか、ハード面につきましては設備の更新時にエネルギー効率の高い設備更新の実施などして取り組んできております。今後も引き続きそういった取組については、徹底していきたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

その紙の確認を一つだけしたいのですが、この10年間でいろいろな取組をされてきたと思いますけれども、これがあつたから削減できたのだという主な内容は分かりますか。

○（生活環境）環境課長

数字としては大きく出ないかもしれませんが、まず、職員一人一人の取組、先ほども申し上げましたが、電気の消灯それからエレベーターの利用自粛、こういったものは職員の意識を徹底するために周知して取り組んでまいりました。

あと数字的に大きなものとしまして、やはりハード面という部分が大きくなります。設備の更新時にはエネルギー効率が高い設備を当然更新するのですが、小樽市立病院それから学校給食センターなどの施設になりますが、使用燃料をA重油とか灯油から二酸化炭素の排出の少ない都市ガスに切り替えてございます。こういったものが大きな要因というふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

この第3次はもう今年度で終わりますけれども、次は第4次、もう恐らく相当いいところまで出来上がっているかと思いますが、現状をお知らせください。

○（生活環境）環境課長

ただいま第4次の計画につきましては、関係部長からなります実行計画策定会議。それから、関係課長からなる実行計画策定会議幹事会、こういったものを開催しながら策定に向けて今協議をしている最中でございます。

次の第4次計画の計画期間が令和4年度からということでございますので、3年度中には策定したいということで今進めているところでございます。

○高橋（克幸）委員

この質問の最後に、本年5月、ゼロカーボンシティ小樽市ということで、迫市長は宣言されました。いよいよ市長部局だけではなくて、小樽市全体で取り組むというふうになっていくのだろうなと思います。

この全体計画については、現在どのように考えられているのかお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

ゼロカーボンシティを進めるに当たりましては、小樽市全体の計画も必要というふうに考えてございます。

ただ、まず今年度につきましては、市の事務事業の第4次小樽市温暖化対策推進実行計画を策定しますので、その後に市民それから民間事業者を対象としました小樽市全体の計画を進めたいと考えておりますので、今後につきましては北海道などそういった関係機関と情報共有しながら計画を進めたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

ぜひお願いしたいと思います。

また、この項に関しては、また別の機会に質問をさせていただきます。

◎HPVワクチンについて

それでは最後の質問ですけれども、HPVワクチンについて質問いたします。

まずは、HPVワクチンとは何なのか、簡単に説明してください。

○（保健所）保健総務課長

HPVワクチンなのですが、これはヒトパピローマウイルスといいます。女性の多くが一生のうち1回はこのHPV、ヒトパピローマウイルスに感染するというふうに言われているのですが、大抵の場合は自然に消滅していくと言われているのですが、一部で子宮頸がんの発生原因になるというふうに言われているものでございます。

○高橋（克幸）委員

このワクチン接種が数年前から始まったわけですが、この位置づけとしてはどういう位置づけになるのかお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

平成25年度から予防接種法に基づく定期接種の位置づけになっております。

○高橋（克幸）委員

そうですね、定期接種になっているわけです。

もう数年前になりますが、マスコミでも報道されましたけれども、接種後に副反応等があって、そういうことが国に報告されて、接種勧奨が国から停止されたと伺っております。

まず、その接種が始まって、小樽市として今まで接種された人数、それから動向について分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

このHPVワクチンは、実は6か月から1年かけて3回接種しなければならないというものですので、その人数という押さえができなくて、回数で統計を把握してございます。

順番に申し上げますと、平成25年度の始まった年は141件の接種があったのですが、先ほど委員からもお話ありまして、予防接種との因果関係が否定できない副反応があるということで、積極的な勧奨はしないということになりまして、翌年の26年度ですと3件、それから27年度が4件、そして28年度が1件、29年度が3件、30年度が2件、令和元年度が16件、2年度が31件、そして3年度なのですが、8月末現在までに既に51件の接種を行っております。

○高橋（克幸）委員

一旦、ノーと言ったけれども、急激に下がって、また徐々に増えてきているという、そういう数なのですね。

WHOはこのワクチンの接種を推奨しているというふうに、世界的に薦めているというふうに伺いました。国の動向で厚生労働大臣も専門家会議にかけてこの勧奨について議論されるようですけれども、定期接種ですから、ではどういう方に、どういうふうに通知をしているのかを確認しますけれども、対象者はどういう方になりますか。

○（保健所）保健総務課長

対象者は小学校6年生から高校1年生相当になる年齢の女子になります。

○高橋（克幸）委員

それで小樽市として、この対象者の方々への通知・周知は、どのようにされていますか。

○（保健所）保健総務課長

小学校6年生からが接種対象となりますので、小学校6年生のときに対象となる方に、リーフレットと文書で個別通知を行っております。

それで、昨年までは小学校6年生ということだったのですが、昨年の10月に国から、積極的な接種の勧奨はしないのだけれども、さらなる情報提供をしていくという見解が示されまして、今年の4月におきましては小学校6年生に加えて、その対象の最終年度になります高校1年生に向けても御案内文書をお送りしております。

○高橋（克幸）委員

それで、小さいというか小学生の子供もいるということなので、当然保護者の許可というか、同意が必要だというふうに思っておりますけれども、先ほど新型コロナワクチンのときも聞きましたが、対象者本人もしくは親、家族からの相談とか要望とかというのは、保健所には来ておりますか。

○（保健所）保健総務課長

どこの病院で打ったらいいとか、そういう接種そのものに関するお電話を受け付けることもありますし、その接種に関してどうしたらいいかという相談もあることはあります。

○高橋（克幸）委員

最後になりますけれども、予防ワクチンなので、義務ではなくて任意でしょうから、ただ打ったほうがいいというお話もあります。

先ほどの新型コロナワクチンもそうでしたけれども、やはり打つ、打たないという判断は、個人もしくはその御家族でされるのは当然だと思いますが、大事な点は正確な情報、またはいろいろな情報、適正な情報が本人のところに、そこの家族のところにきちんと届いているか、届いていないかは非常に大きな問題だと思います。

なので、これについては、また国の動向で少し変わってくるかもしれませんが、その辺を十分注意をしていただいて、今後この政策というか、ワクチン事業については進めていただきたいと思いますので、最後にその辺の見解を聞いて終わりたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

御指摘のとおり、情報提供というのはすごく大事だと思います。積極的な勧奨を行わないけれども、情報提供はやっていく。なかなか国も難しいのかというふうに感じているのですけれども、そのような政府の方針に基づいて、適切に対応していきたいというふうに考えます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時56分

再開 午後5時18分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して、議案第24号は否決、陳情第24号は不採択、陳情第2号は採択の立場で討論をいたします。

議案第24号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ですが、今回の改正について問題にするものではありません。条例に定める保育環境において、保育の質の低下を招くことが懸念される認可基準等が含まれることを考えるため、否決いたします。

陳情第24号新型コロナワクチン接種に関する正確な情報提供等を求める陳情方についてです。

求める内容については、おおむね理解をいたします。

ただ、重大な副反応発生時の個人補償措置については、本来国に求めるものだと考えることから、陳情第24号については不採択といたします。

陳情第2号子どもの医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。本年度札幌市では小学校卒業まで実質無料化と拡大をいたしました。札幌市への若年層の人口流出が本市の課題となっており、子育てを応援する小樽市の姿勢を分かりやすく打ち出すという意味でも、子供の医療費の小学校卒業まで無料化は急ぐべきだと考えます。

詳しくは、本会議で述べることにいたします。

以上、各委員の賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第24号について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(起立者なし)

○委員長

起立なし。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第3号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第24号並びに陳情第2号、陳情第7号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1及び陳情第11号第4項目について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。